

健康横浜21推進会議
令和4年度 歯科口腔保健推進検討部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	職名
1	石黒 梓	鶴見大学短期大学部歯科衛生科 講師
2	板山 重樹	横浜市駒岡地域ケアプラザ 所長
3	蟹澤 多美江	横浜市保健活動推進委員会 会長
4	川田 剛裕	公益社団法人神奈川県医師会 理事 神奈川県内科医学会糖尿病対策委員会 副委員長
5	佐藤 信二	一般社団法人横浜市歯科医師会 常務理事
6	清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
7	鈴木 裕子	国士館大学文学部教育学科 教授(横浜市学校保健審議会委員)
8	瀬戸 卓	一般社団法人横浜市薬剤師会 副会長
9	長谷川 利希子	公益社団法人神奈川県栄養士会 副会長
10	藤田 淳志	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 理事
11	堀元 隆司	一般社団法人横浜市歯科医師会 副会長
12	山本 龍生	神奈川歯科大学 歯学部社会歯科学系 健康科学講座 社会歯科学分野 教授 教学部長(教務担当)
13	米山 かおる	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長
14	渡辺 哲	神奈川産業保健総合支援センター 所長

歯科口腔保健推進検討部会設置要綱

制定 令和元年 7 月 29 日 健保事第 1204 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、歯科口腔保健の推進に関して専門的見地から検討するため、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例（以下「条例」という。）第 11 条及び健康横浜 2 1 推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項に基づき設置する「歯科口腔保健推進検討部会」（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（検討事項）

第 2 条 検討部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）歯科口腔保健の推進に関する事項
- （2）その他必要な事項

（構成）

第 3 条 検討部会は、要綱第 7 条第 2 項に基づき、健康横浜 2 1 推進会議（以下「推進会議」という。）の委員及び要綱第 4 条に基づき市長が任命した臨時委員のうちから推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（部会長等）

第 5 条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。副部会長は、委員の中から部会長が指名する。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長が欠けたとき、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 検討部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員任命後、部会長選出前の検討部会の会議は、推進会議の会長が招集する。

- 2 部会長は、検討部会の会議の議長とする。
- 3 検討部会は、委員の過半数の出席により開催する。
- 4 検討部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、検討部

会の部会長の決するところによる。

- 5 検討部会を欠席する予定の委員は、第2条に関する意見を書面により事前に提出することができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(推進会議への報告)

第9条 検討部会は、会議内容を推進会議へ報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び関係者は、検討部会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

(庶務)

第11条 検討部会の庶務は、健康福祉局保健事業課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

横浜市歯科口腔保健の推進に関する計画の骨子（案）

- 下線部は「横浜市歯科口腔保健 令和3年度から令和4年度の取組」から追加した内容
- マーカー部は、令和4年度第1回部会から修正した内容

I 策定にあたって

1 主旨趣旨

- 市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を策定。

2 背景

- 歯と口の健康は、生活の質や心身の健康を保つ基礎であり、人生100年時代を見据え、ライフステージに応じた取組はさらに重要。
- 条例に基づく本計画は、健康横浜21と一体的に策定。
- 第2期健康横浜21の最終評価における歯科口腔保健の目標について、目標から離れた項目はないものの、今後は、ライフステージや対象像に応じた実効性ある取組の推進について言及。

3 目的

- 健康で豊かな生活の実現に向け、歯と口の健康づくりに市民自らが取り組めるよう、行政、関係機関や団体がそれぞれに求められる役割を十分理解し、相互連携のうえライフステージ等の現状や課題に応じて、歯科口腔保健の推進に取り組むことを目指す。

4 計画期間

令和●年度（●●年度）から令和●年度（●●年度）

5 位置づけ

- 「健康横浜21」の歯科口腔保健分野の取組としての位置づけや「子ども・子育て支援事業計画」等の各種計画と連携して取り組む。
- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の施策等と整合を図る。

II 歯科口腔保健の現状と取組の方向性

1 横浜市における歯科口腔保健の現状

(1) これまでの取組

- 横浜市では、平成13年（2001年）に21世紀の新たな健康づくりの指針となる横浜市健康増進計画「健康横浜21」を策定し、ライフステージに応じた生活習慣の改善に取り組むべき事項の1つとして「歯の健康」の分野を設定。
- 平成31年（2019年）に「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」を施行し、各ライフステージ等の現状や課題に応じた歯と口腔の健康づくりを推進。特に、成人期以降

については、第2期健康横浜21の中間評価（平成29年度）において、歯周疾患予防や口腔機能の低下（オーラルフレイル）の予防に重点的に取り組む必要があることが確認されたため、これらの取組を推進。

(2) 歯科口腔保健の現状と課題

(資料3-4)

2 目標と取組の方向性

(1) 基本目標

- 「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」の基本理念の下、基本目標を設定。

【横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例】（基本理念）

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
(1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。

(資料3-5)

(2) 行動目標と指標

(資料3-5)

主に第1回で議論

~~(3) 取組の方向性~~

- ~~○ 各ライフステージ等の特徴を踏まえ、課題に応じた施策・取組を示し、行政、関係機関・団体及び市民がそれぞれの役割を担い、歯と口腔の健康づくりを推進。~~

3 関係者の役割

(1) 市民

- 正しい知識を持ち、毎日の口腔ケアや定期的な歯科検診の受診、早期治療に取り組む。

(2) 横浜市

- 主体的な取組の推進、及び関係機関や団体との円滑な連携・協力関係の構築。
- 地域の現状を把握し、エビデンスに基づく知識や情報を適切に発信。

(3) 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）

- 定期的な歯科検診や専門的な口腔ケアの提供。
- 市に協力し、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導の実施、自らの技術向上等のための研修や人材育成等の推進。
- 全身の健康を守るための重要性を普及啓発。

(4) 保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等（保健、医療、福祉、介護、保育、教育）

- それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりに取り組む。
- 障害児者、要介護高齢者など取組が困難な人への支援。
- 子どもや家族、介護者、従業員などに対する歯科疾患予防の啓発等の理解促進、健康診査等の機会確保。

(資料3-6)

主に第2回で議論

主に第2回で議論

Ⅲ 歯科口腔保健の推進に関する施策

1 ライフステージ・対象像等に着目した施策

(1) 妊娠期

(2) 乳幼児期

(3) 学齢期

(4) 成人期

(5) 高齢期

(6) 障害児及び障害者

2 ライフステージ・対象像共通して推進する取組

(1) 災害に備えた対策

○ 災害時における歯科口腔保健への影響

(歯みがきができない、食生活の変化、唾液の減少など)

(2) その他情報共有と情報発信

(3) 実態把握

(資料3-7)

Ⅳ 推進・評価体制

○ 健康横浜21推進会議の部会として、「歯科口腔保健推進検討部会」を設置。

○ 両会において、歯科口腔保健の推進に関して適宜必要な提言や評価を実施。

Ⅴ 計画の評価

1 評価スケジュール

○ この計画は、初年度を令和6年度、計画期間を●年としている。

○ 目標達成に向けた効果的な施策展開を図るため、●年度には中間評価、計画最終年の前年度である●年度には、取組の最終評価を実施。

2 評価項目

○ 基本目標を達成するための行動目標を設定し、その行動目標ごとに指標を設定。

○ 指標の変化を確認して評価を実施。

○ 行動目標は、ライフステージに合わせた健康行動の中から、重要なものを設定

○ 行動目標の指標は、適切な進捗管理と評価を行うことで、さらなる取組の推進を図ることができるとのものを選定

VI 資料編

- ・ 各種調査の概要
- ・ 法律
- ・ 条例 等

令和 4 年度 第 1 回 歯科口腔保健推進検討部会 議事録	
日 時	令和 4 年 7 月 13 日 (水) 19 時～21 時
開催場所	市庁舎 18 階 みなと 1・2・3 会議室
出席者等	歯科口腔保健推進検討部会委員 14 名 (別添名簿のとおり) (欠席者なし)
開催形態	公開 (傍聴者なし)
議題	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 歯科口腔保健推進計画の骨子 (案) について (2) 健康課題の検討 (3) 目標・指標の検討 4 報告 (1) 第 2 期健康横浜 2 1 の最終評価報告書について (2) 「横浜市歯科口腔保健 令和 3 年度から令和 4 年度の取組」及び「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」における指標の直近値の更新状況 (3) 啓発資料について 5 その他
1 開会	
2 あいさつ	
3 議事	議事 (1) 歯科口腔保健推進計画の骨子 (案) について < 【資料 3 - 1】横浜市歯科口腔保健推進計画策定スケジュール (案) 【資料 3 - 2】令和 3 年度歯科口腔保健推進検討部会 ご意見キーワード まとめ 【資料 3 - 3】令和 3 年度第 2 回歯科口腔保健推進検討部会 議事録 【資料 3 - 4】歯科口腔保健の推進に関する計画の骨子 (案) > 事務局から資料 3 - 1 から資料 3 - 4 について説明 (清水委員) 障害児・者の保護者あるいは支援者向けに口腔観察等のケアの研修が重要と考えている。「横浜市心身障害児者を守る会連盟」に加盟している「肢体不自由児者父母の会」では、昭和大学の弘中先生と木村歯科衛生士に口腔ケア研修をシリーズで取り組んでもらっている。私の知る限り、数多くの障害者団体があるなかで、こうした研修を行っているのはここだけだが、とても有効なので多くの障害者団体に広がってもらいたい。 (佐藤委員) 骨子案はライフステージで策定されている。山本部会長のご専門かもしれないが、本来であれば一人ひとりの健康格差を踏まえたライフコースという観点でみていかないといけない。骨子案に加えていくのは難しいのか。

(山本部長)

ライフコースの観点ということで、妊娠期を入れたのは非常に良い視点だ。歯の健康は、生まれる前から始まり、いろいろな条件が重なっていき、高齢者になってどのくらい歯が残っているか機能が残っているかにつながる。ライフステージごとの施策も当然必要だが、ライフコースの観点は、子どもの頃から継続的に診るという「かかりつけ歯科医をもつ」という点が重要。

議題(2) 健康課題の検討

<【資料3-5】 歯科口腔保健における現状と課題(案)>
事務局から資料3-5について説明

(堀元委員)

資料3-5のデータについて、地域保健健康増進事業報告、横浜市学校保健統計調査などがあるが、区ごとのデータは出せるのか。令和2年度の調査データがあると地域による格差や目標未達の区というところが見えてくると思う。

(事務局)

地域保健事業報告は、集計値となっているため、区ごとの数値は出せない。

(川田委員)

現状と課題ということだが、例えば、(1)の妊娠期は「目標未達成、引き続き啓発を行うことが重要」で終わっており、それに対する具体的な方策への言及がない。(4)成人期、(5)高齢期も同様。目標達成のためにどうするか、ということまでここに記載する必要はないのか。先ほどの妊娠期であれば、産婦人科医から妊婦への能動的な働きかけが必須だと思うが、すべての産婦人科医が一つの基準に則って行うのはなかなか難しい。そうした場合にどのような方策が考えられるか。例えば、横浜市医師会に依頼文を出して産婦人科医会へ周知を図る、あるいは産婦人科医会研修会で会員に徹底を図るよう依頼するのも具体的な一案だ。成人期においても、例えば企業健診、国保の特定健康診査の際に、歯科受診を勧奨する一文を盛り込む。そういった具体策がないと、来年も再来年も未達成のまま終わりそうな気がする。国民皆歯科健診が法制化されたら、整合性をとっていく必要があるだろうが、具体的な方策もないと来年も同じようなデータの羅列になると思う。

(事務局)

次回以降の検討部会において、骨子案の「Ⅱ 歯科口腔の現状と取組の方向性」の後段と「Ⅲ 歯科口腔保健の推進に関する施策」に具体的な方策を記載していく形になる。今のご意見を踏まえて、関係部局と調整した上で、次回の検討部会で案をお示ししたい。

(山本部長)

重要な御意見だった。いろいろな立場の委員の方がいらっしゃるの、ささいなことでもいいので、いろいろな御意見を言っていただきたい。

例えば、図表では「者」が使われているが本文では「人」が使われているな

ど、細かいところもチェックしたほうがよい。

(佐藤委員)

先ほどの川田委員と同じことを私も思っており、平成28年から令和2年の妊婦歯科健康診査がなぜ横ばいなのか、何が原因で4割しか受診していないのか。課題に対して方策をとらなければならない。また、7ページの歯周病が原因となる可能性のある疾患について「全身の病気と関連していると認識されていない」とあるが、横浜市で40歳、50歳、60歳、70歳に行っている歯周病検診の受診率の低さゆえに認知度が低く、課題になっていることが分かっている。この受診率も区ごとに全然違う。区ごとによる対策が重要。区によって区長やセンター長などの意識によっても違うと思うので、市の行政だけでは難しい。区に伝達されているだろうが、区の行政、区の歯科医師会との連携を取らないと、数値が伸びないと思う。

オーラルフレイルの認知度も同様で、区によってはヘルスマイトや保健活動推進員を活発に行っている。鶴見区のヘルスマイトの総会で講演を行った際に、「口腔歯科健診は重要なのに、なぜ特定健診のなかに歯科は入らないのか」という質問があった。国との兼ね合いもあり、横浜市だけでは解決できないのは十分承知しているが、せっかく特定健診プラスアルファのものが条例で決まったので、何かできないか。歯周病検診にしても、健診だけではよくなり、その後の治療や予防につなげて、通い続けてもらわなければならない。妊婦さんの頃や学校歯科健診の頃から、そういった啓発や自覚を持ってもらうための施策が必要だと思う。

また、災害に備えた対策では、「口腔ケアの用具を準備している」という回答は非常に少なく、実際に災害対策グッズのセットに歯ブラシやデンタルリンスが入っているのを見たことがない。行政というよりは、町内会単位で働きかけをすることが重要だと思う。町内会は必ず年1回防災訓練をするので、毎年の補助金で購入するとか、社協・民生委員も巻き込まないと、われわれ歯科医師会だけではどうにもならないと思っている。実施母体への働きかけが重要と思っている。

(事務局)

先ほどと同じだが、関係部局と調整しながら取組の方向性について検討する。

(石黒委員)

現状の課題について、乳幼児期であれば、多数歯う蝕児も念頭において対策をとる必要がある。また、学齢期の平均0.53本というのはかなり下がっていると思うが、0本の児童も多数歯の児童もいるなかでの平均値である。0本の児童は維持が大事で、多数歯の児童へのアプローチも必要となると思うので、データがあれば課題として出したほうがよいのではないかと。

(事務局)

データを所管する部署と相談し、出せるデータがないかを検討する。

(清水委員)

	<p>佐藤委員から発言があったとおり、健診だけではどうにもならない。うちの子を例にとると、入所施設を利用しているが、3～4か月に1回除石していたところ、コロナなどでこの2年半全然できておらず、とても心配している。国民皆歯科健診の話が進んでいるが、健診の次につながる場所がないと成果がでないと思う。</p>
	<p>議題（3）目標・指標の検討 <【資料3-6】歯科口腔保健推進計画における目標・指標（案）> 事務局から資料3-6について説明</p> <p>（堀元委員） 新たな目標・指標になると思うが、口腔機能の発達と低下に関するものは、どういう指標を考えているか。口腔機能の低下に関しては、介護予防事業の基本チェックリストのようなものが利用できるかと思う。 事務局に加えて山本部会長にも、この口腔機能、例えば口呼吸など、何か指標になりうるものはあるのかお伺いしたい。</p> <p>（山本部会長） 口腔機能の発達に関しては私も情報を持っていない。低下に関しては、国の科学研究費で行っている。基本チェックリストでよく使われる2つの質問に「半年前に比べて固いものが噛みにくくなりましたか」と「むせることはありますか」があり、オーラルフレイルを図る指標としてよいのではないかとすることで研究を進めている。</p> <p>（事務局） 今回、目標・指標を検討するにあたって、指標に新たに追加できるものがないか検討したところ、口腔機能の発達の指標として適切なものはなかったが、n数や比較的長期に調査できるということで、「オーラルフレイルの認知度」を挙げた。</p> <p>（堀元委員） できれば、今後は新たな指標を横浜市独自で集計できれば、全国に先駆けたデータになるのではないかと。山本部会長もそういったところを研究されているとのことなので、それと併せて横浜市でデータを集めたらよいと思う。</p> <p>（佐藤委員） ライフステージにどうにか15～39歳のAYA世代を入れることができないか。行政サイドも苦慮していると聞いているが、せっきやく12歳までうまくいっていたものが、間が抜けて40歳までに歯周病が進行してしまう、大学生の歯科健診がないとか、間が抜けてしまうことは非常にもったいない。このタイミングであれば、何とかできるのではないかと。</p> <p>（事務局） AYA世代については、これまでもたくさんご意見をいただいた。今回の行動目標や指標を示すにあたって、幅広く検討したが、まさにこの世代にアクセスできていないという現状がある。今回の指標としてデータを取っていくの</p>

	<p>は難しいかもしれないが、そういう問題意識を踏まえて今後の施策を推進するなかでアクセスができるようになり、データを取れる可能性もある。前後が逆になるが、そういう形も考えられるのではないか。</p> <p>(蟹澤委員)</p> <p>健康に関する市民意識調査のなかで、1年間に歯科健診を受けたかという質問に20代・30代とあるが、この調査では20代・30代のほかの行動の調査として、例えば「健診には行っているが、歯周病になっている」などというデータは出ているのか。その辺りのデータがあれば、AYA世代にアプローチできるのかなと思う。</p> <p>(山本部長)</p> <p>例えば、市民意識調査のなかで「歯を磨いたら血が出る」といった歯周病に関する項目があるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>市民意識調査では、自覚症状や歯科医師の診察結果ではなく、本人が実施していることを確認している。実際の質問としては「あなたは口の健康のためどのようなことをしているか」ということを複数回答により確認しており、選択項目として「かかりつけ歯科医がいる」「丁寧な歯磨きをしている」「歯ブラシやフロスを使っている」などを一緒に聞いている。</p> <p>(山本部長)</p> <p>歯周病の自覚症状があるかどうかといった算定値はないということか。</p> <p>(事務局)</p> <p>歯周病の自覚症状的なものは市民意識調査から導き出すのは難しい。神奈川県民歯科保健実態調査もあるが、県の調査と市の調査では対象者が異なるので、歯周病の症状がある方の認識度まではわからないという状況。</p>
<p>4 報告</p>	<p>報告(1) 第2期健康横浜21の最終評価報告書について</p> <p><【資料4-1】第2期 健康横浜21 最終評価【報告書概要版】 【資料4-2】第2期 健康横浜21 最終評価報告書 【資料4-3】第2期 健康横浜21の最終評価(歯科口腔保健関係) 【資料4-4】第2期 健康横浜21 最終評価(歯科口腔保健関係)指標等一覧></p> <p>事務局から資料4-1から資料4-4について説明</p> <hr/> <p>報告(2)「横浜市歯科口腔保健 令和3年度から令和4年度の取組」及び「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」における指標の直近値の更新状況</p> <p><【資料5】「横浜市歯科口腔保健 令和3年度から令和4年度の取組」及び「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」における指標の直近値の更新状況></p> <p>事務局から資料5について説明</p>

(佐藤委員)

18区全てについて、区ごとに把握しているか。

(事務局)

区で実施しているものは各区で把握している。区ごとにならべて公表している訳ではないので、すべて総数という形になっている。事業の実施にあたっては、区自身がどのような状況かを地域診断するので、地区の歯科医には地区事業の実施方法について、話が入っていると思われる。

(佐藤委員)

おそらく区では自身の課題を把握しているが、区によって、区の歯科医師会と連携を取っているところもあれば、他の問題に重点を置いているところもある。そういった理由で区ごとに格差が出ているというのは勝手な予想だが、歯科医師会の持つ情報でもそれぞれ格差が出てくる。横浜市歯科医師会のなかでは、戦略室において各区の状況を包括的にみているが、そこで18地区カルテというものを作成し、各区の人口数、要支援から要介護までの人数、学校の歯科医の数、横浜市の歯周病研修を実施している数など、区ごとに一覧にして活用してもらおうと動いている。ただ、それを渡すだけではだめで、区の行政サイドとすり合わせをしないと上手くマッチングができない。横浜市からは、区に対して最終評価の説明はしているのか。

(事務局)

行っている。

(佐藤委員)

横浜市から18区の担当者に最終評価が伝わり、各区がしっかりと課題として抽出し、それぞれ自区の強みと弱みを確認した上で、横浜市歯科医師会からデータを渡す。それらがうまくリンクしていくと、より一層連携が強化され、課題が少しでもよい数字になるのではないかと考えている。

(事務局)

地域格差という部分はあると思うが、行政側では、歯科衛生士1人で2区を受け持っているという場合もあり、やりたくても物理的に難しいという状況がこれまであった。条例ができたあと、そういう職種が必要であると判断され、こども青少年局に加えて健康福祉局、区においてもほぼ全区に歯科衛生士が配置された。今までも先生方が歯科衛生士と話をしたくてもできない状況があったが、今後、このような条例ができて、歯科をどうやっていくかということについて、行政のほうからも現場の歯科衛生士に情報を出し、先生方に地域のなかで支援してもらいながら、それぞれの地域で歯科口腔保健が進められるようにやっていきたい。

(板山委員)

区ごとというよりも、もっと細かい単位で地区ごとの状況把握は可能か。自身の町内会のことは理解していても、他との比較ができない部分があり、アプ

	<p>ローチする場合にも、数字などなにかしら資料のようなものがあると、もう少し意識が変わってくるのではと感じている。煽るわけではないが、目に見えて分かる形で各地区の弱みなどといった情報をケアプラザにも伝えていただくと、更なる活用ができるのではないかと思う。</p> <p>(事務局)</p> <p>区の歯科衛生士のほうでは、むし歯の罹患率などもデータとして把握しているが、公表するには様々な問題があり、一概には出せない。地域診断を実施するなかで、口腔機能の低下など、担当の歯科衛生士がデータをもらって把握しており、中学校区程度の地域ごとで行っているところもある。</p> <p>報告(3) 啓発資料について <【資料6】 啓発リーフレット等> 事務局から資料6について説明</p>
5 その他	<p>(山本部会長)</p> <p>ご出席いただいたなかで、いままで発言のなかった方々にご発言をお願いしたい。</p> <p>(鈴木委員)</p> <p>学童期は比較的良好な状況で推移しており、横浜市では歯科衛生士の派遣などが非常に効果を上げているので、このまま是非継続していただきたい。</p> <p>ごく一部ではあるが、むし歯があっても受診できない家庭や、ネグレクトのような家庭があるのが気になる場所である。また、障害のある児童は、怖がって健診を受けられない、歯磨きの習慣化が難しいなどの課題があるが、子どもたちの課題が多様化して、教員が指導に悩んでいる実態もあるので、専門家の方からアドバイスを受ける機会があればと思っている。喫緊の課題を抱えている世代もあると思うが、学齢期のそういった問題にも目を向ける必要があると思う。</p> <p>(瀬戸委員)</p> <p>歯科口腔保健における現状と課題について、横浜市の取組によって、各項目である程度の効果はできていると思うが、オーラルフレイルの認知度がこれほど低いというのは個人的に驚きである。新たな指標が加わったのは大変よいことであると思う。我々、薬局、薬剤師会としても、歯科医師会と一緒に歯科相談、お薬相談などもやっているのだから、薬局を通してオーラルフレイルの認知度について広報していきたい。とりわけ、認知度が低い男性への取組みが課題かと思う。</p> <p>(長谷川委員)</p> <p>食生活と歯科は非常に関係が深く、乳児から高齢者まで、「食べる楽しみいつまでも」なので、それぞれのところで食事と歯の関係は大事なことを常日頃思っている。特に高齢者のオーラルフレイルだが、「なんでも噛んで食べること</p>

	<p>ができる」というのが少し引っかかっている。60代だとほぼ食べられるようだが、それ以降だと、低栄養などに関わりがあるところで、「なんでも」というのが、例えば肉などの少し硬いものでも歯の噛む力によってしっかり食べられ、しっかり噛むことで栄養状態もよくなって、オーラルフレイルのみならず、全身のフレイル状態も改善する。柔らかいものばかり食べているのは高齢者だけでなく、若い世代でもあり、歯周病とも関係してくると思うので、具体的な食品と噛む力、口腔機能の関わりが具体的に示されるとよいと思う。</p> <p>(藤田委員)</p> <p>オーラルフレイルの目標・指標について、60代から80代間の認知度が出ているが、この段階で認知しても遅いと思う。一般的に歯よりも身体の健康が大事で、その下に歯が来るというイメージがあるが、歯の健康があって身体の健康があるというように、一体感を持って分けて考えないほうがよい。小学校保育園時代から、よく噛んでしっかり磨くということが大切であり、自身の健康について、意識して取り組むことが大事だと思う。AYA世代の15歳から39歳までの年代で認識を上げられないのも、小さいときから歯の健康が身体全体の健康につながっているということが認識されていないからではないか。小さいうちから歯磨きの習慣をつけさせないと、大人になってからオーラルフレイルにつながるという認識を早い段階から啓発していくことが大事である。歯科健診と内科健診を同じタイミングでできないかとも思う。</p> <p>(米山委員)</p> <p>食生活等改善推進員として、口から食べることの大切さの啓発をしているが、私どもも高齢者だけでなく、その他の世代にも歯の大事さを啓発していければと感じた。</p> <p>(渡辺委員)</p> <p>神奈川県産業保健総合支援センターでは、働く世代、企業経営者、衛生管理者、産業系スタッフなどに研修を行っているが、先ほどの説明で働く世代で歯周病などと全身疾患との関連などについて認識が低いということがあった。私ども定期的にグループ研修をやっており、特に10月は全国衛生安全週間となっており、9月に集中的にウェブ研修を予定しているので、そのなかに歯科健診に関する研修を入れたいと思う。</p>
閉会挨拶	
閉会	<p>(事務局)</p> <p>次回会議は10月頃の開催を予定している。</p>

横浜市歯科口腔保健推進計画 素案

I 策定にあたって

1 趣旨

市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を策定します。

2 背景

歯と口の健康は、生活の質や心身の健康を保つ基礎であり、人生 100 年時代を迎え、生涯を自分の歯で過ごし、健康を維持していくために、ライフステージに応じた取組はさらに重要です。このような状況から制定された「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づいて、歯科口腔保健推進計画を、健康増進法により推進している横浜市の健康増進計画「第 3 期 健康横浜 2 1」と一体的に策定します。

3 目的

健康で豊かな生活の実現に向け、歯と口の健康づくりに市民自らが取り組めるよう、行政、関係機関や団体がそれぞれに求められる役割を十分理解し、相互連携のうえライフステージ等の現状や課題に応じて、歯科口腔保健の推進に取り組むことを目指します。

4 計画期間

令和●年度（●●年度）から令和●年度（●●年度）

5 位置づけ

「健康横浜 2 1」の歯・口腔分野の取組としての位置づけや、「子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」、「横浜市高齢福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「横浜市障害者プラン」、「横浜市地域福祉保健計画」、「横浜市食育推進計画」、「よこはま保健医療プラン」、「データヘルス計画」等の関連する計画と連携して取り組みます。

また、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の施策の方向性や、数値目標を参照するなど、整合性を図りながら推進します。

II 歯科口腔保健の現状と取組の方向性

1 横浜市における歯科口腔保健の現状

(1) これまでの取組

横浜市では、平成13年(2001年)に21世紀の新たな健康づくりの指針となる横浜市健康増進計画「健康横浜21」を策定し、ライフステージに応じた生活習慣の改善に取り組むべき事項の1つとして「歯の健康」の分野を設定しました。

平成31年(2019年)、「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定され、各ライフステージ等の現状や課題に応じた歯と口腔の健康づくりを推進しています。特に、成人期以降については、第2期健康横浜21の中間評価(平成29年度)において、歯周疾患予防や口腔機能の低下(オーラルフレイル)の予防に重点的に取り組む必要があることが確認されたため、これらの取組を推進しています。

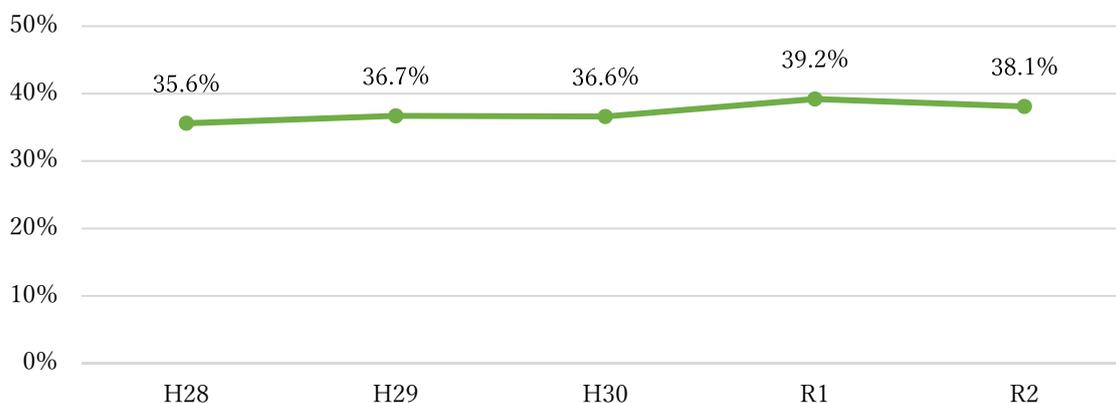
(2) 現状と課題

ア ライフステージ・対象像ごとの現状と課題

(ア) 妊娠期

妊娠中は、ホルモンバランスの変化や「つわりで歯みがきができない」ことが口腔に影響し、「歯ぐきからの出血」や「むし歯」等、口の中の困りごとが生じやすい時期です。妊婦歯科健康診査の令和2年度における受診率は38.1%であり、横浜市の目標である40%を達成していません。妊娠期は歯の健康に関する重要な時期のため、引き続き啓発を行う必要があります。

図1 妊婦歯科健康診査受診率【取組指標】



出典：地域保健・健康増進事業報告

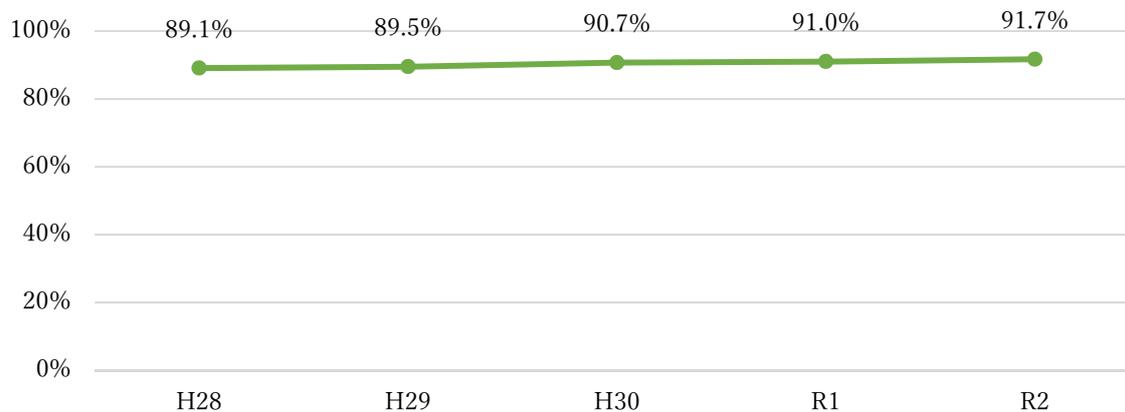
(イ) 乳幼児期

令和2年度の3歳児健康診査における「むし歯のない児の割合」は91.7%であり、乳幼児期のむし歯のない児の割合は増加傾向にあります。

乳幼児期は、乳歯が生え始め咀嚼機能を獲得し、口腔機能が発育・発達する大事な時期です。食生活をはじめ、歯みがきの習慣なども確立に向かう時期なので、口腔機能の健全な発育・発達につながる生活習慣を身につけられるよう支援等が必要です。

育児に関わる多くの職種が連携を強化し、本人と養育者を支援するため、引き続き個々に応じたきめ細かい対策が必要です。

図2 3歳児でむし歯のない者の割合【取組指標】

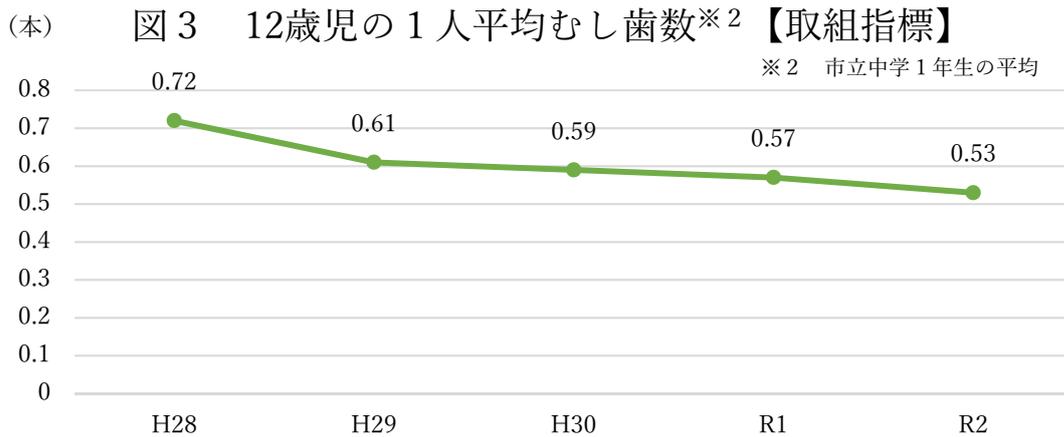


出典：地域保健・健康増進事業報告

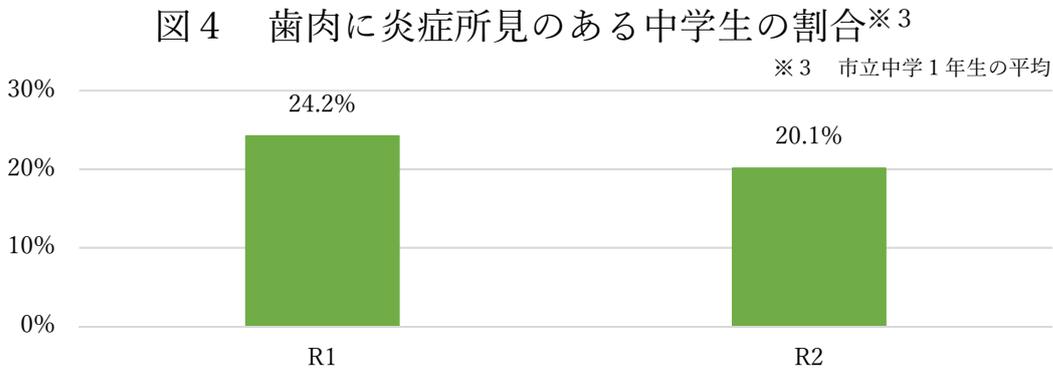
(ウ) 学齢期

12歳児の「1人平均むし歯数」は減少傾向にあり、令和2年度は0.53本と国の目標である1.0本未満を達成しています。加えて、令和2年度の「12歳児のむし歯のない者の割合」は68.0%でした^{※1}。また、歯肉に炎症所見のある中学生の割合は減少傾向にあります。

※1 出典：令和2年度神奈川県・定期歯科検診結果に関する調査



出典：横浜市学校保健統計調査



出典：横浜市学校保健統計調査

この時期から、成人期の歯周病や口腔機能低下を予防するための対策が必要です。例として、甘味食品の喫食習慣を改善し、栄養バランスの取れた食事を規則正しくとることや、よく噛んで食べる習慣、むし歯や歯周病を予防するためのセルフケアの方法を身に付けることなどが挙げられます。

自ら口腔ケアを行うことが困難な児童・生徒については、特性や発達の段階等に応じた支援が必要です。

また、喫煙が歯や口腔、全身の健康に影響を及ぼすことについて指導し、喫煙の防止につなげることが必要です。

この時期の歯科口腔保健の取組を充実させるためには、定期的な歯科健康診査を実施する学校歯科医やかかりつけ歯科医など、学校と家庭、地域の歯科医療機関が連携を密にして啓発や保健指導を行うとともに、歯科口腔保健の分野においても、保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校など、地域全体で切れ目なく連携して取り組むことが必要です。

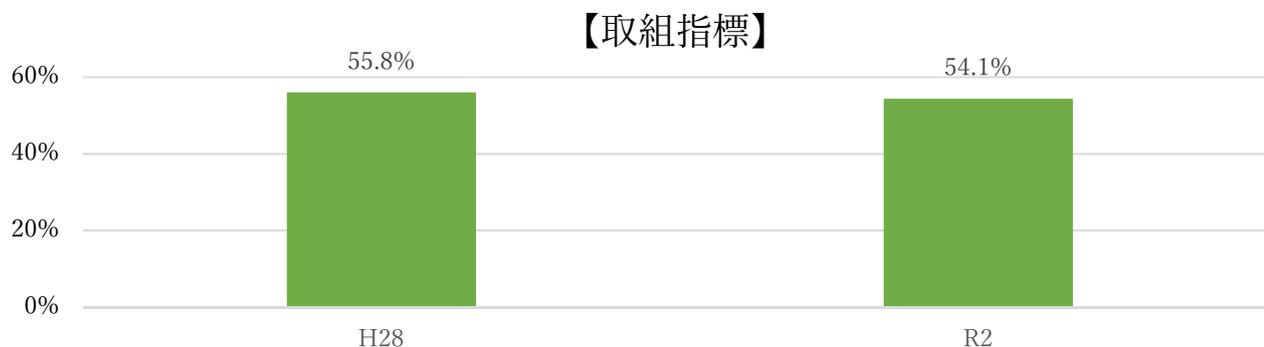
(エ) 成人期

40歳代における進行した歯周炎を有する人の割合は、令和2年度の調査結果は54.1%です。平成28年度と比較し、わずかに減少しているものの、明らかな変化はありませんでした。

歯周病は自覚症状が乏しく、重症化により歯を失うなど手遅れになることが多く、予防と早期発見が重要です。また、40歳の未処置歯^{※4}を有する人の割合は、減少傾向ではありますが、令和2年度の横浜市結果では26.6%と国の目標値である10%に達していないことから、対策が必要です。

※4 治療が必要なむし歯

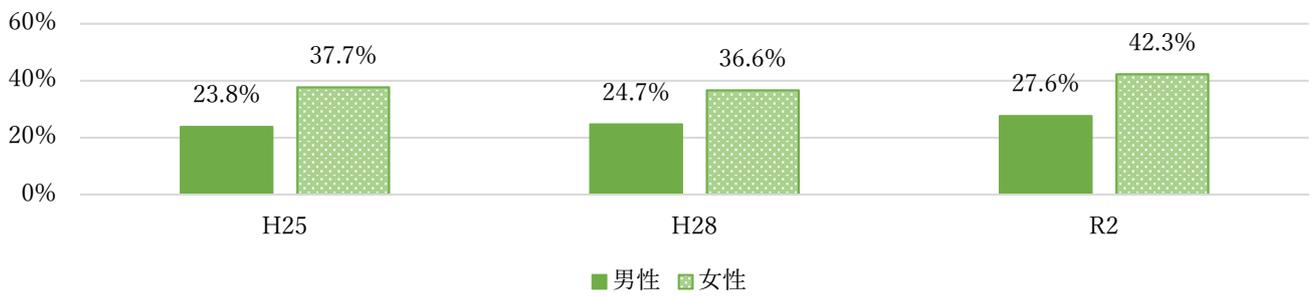
図5 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

横浜市の調査では、「歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある人の割合」は平成 25 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向でしたが、「過去 1 年間に歯科健診を受診した人の割合」は、変化がありませんでした。さらに年代別、性別に比較すると、男女とも若い年代で受診した人が少ない傾向です。この時期は、仕事や育児等で多忙であり、セルフケアや歯科健診の受診がおろそかになりがちです。歯周病や口腔機能低下を予防するため、職域・地域の連携に着目した取組が必要です。

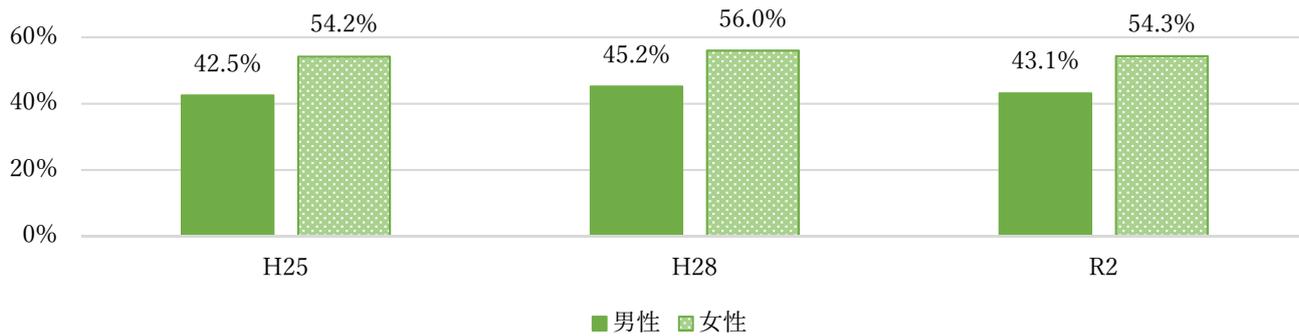
図 6 歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある者の割合



出典：健康に関する市民意識調査

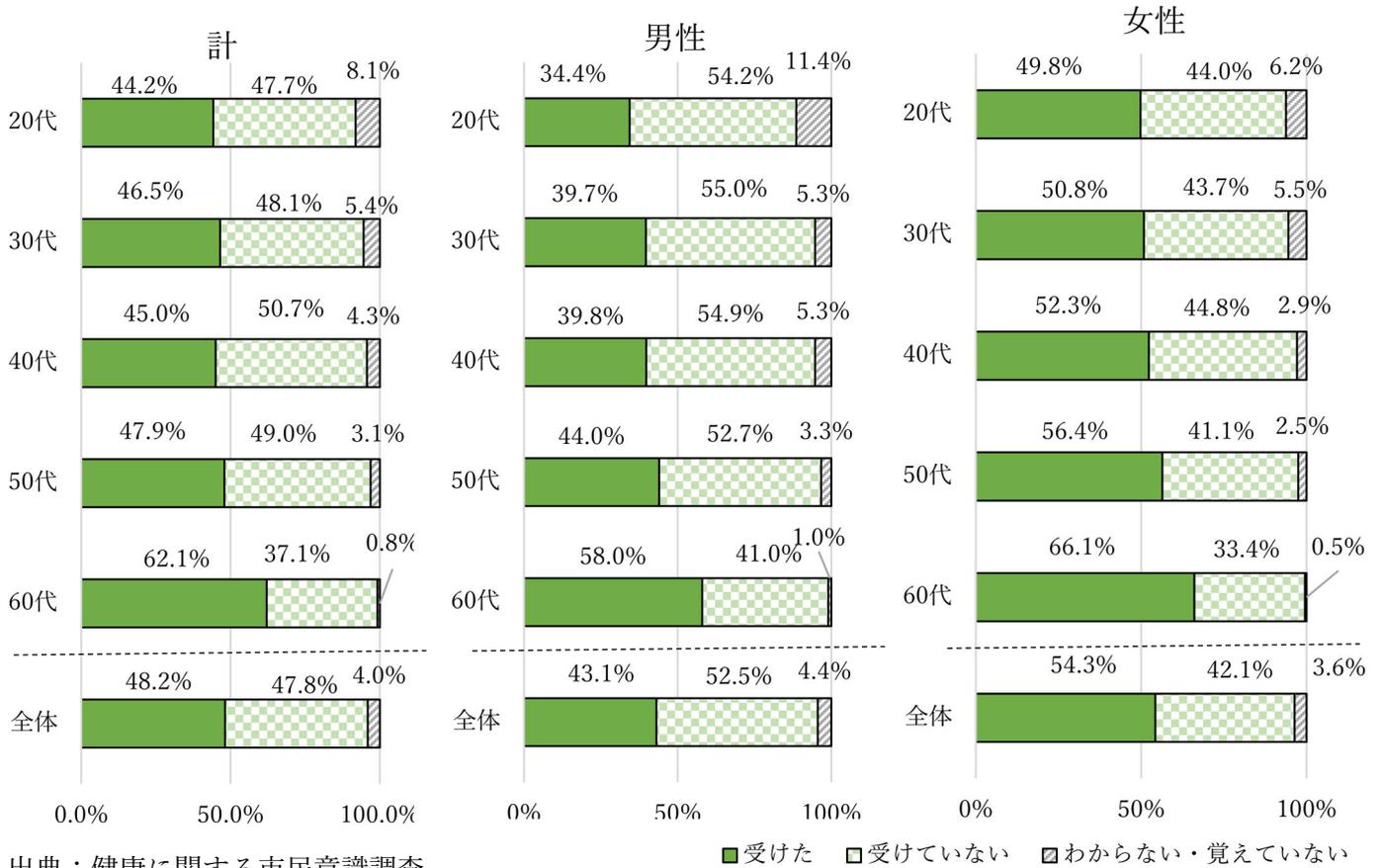
図 7 過去 1 年間に歯科健診を受けた者の割合

【取組指標】



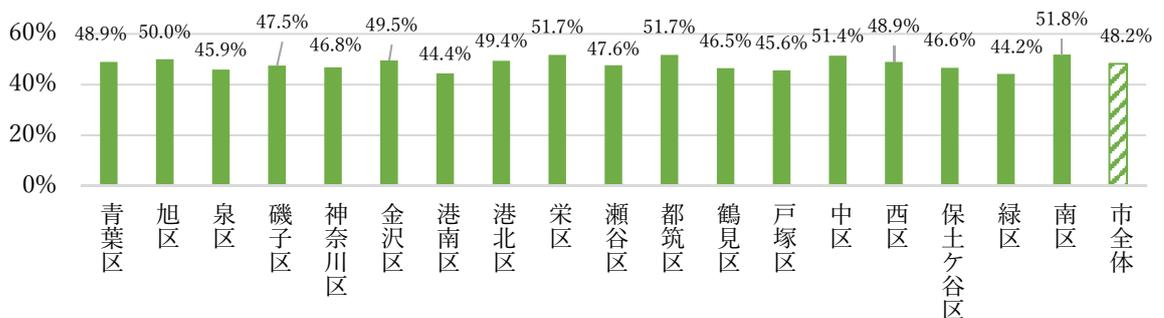
出典：健康に関する市民意識調査

図8 過去1年間に歯科健診を受けた者の年代別・性別の割合（令和2年度）



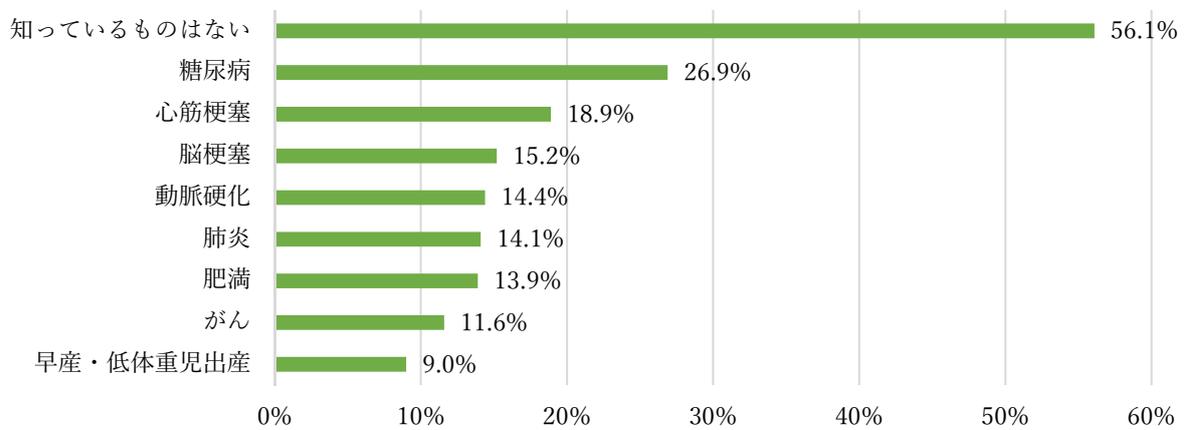
令和2年度の「過去1年間に歯科健診を受診した人の割合」を区ごとにみると、区間の差は1割未満であり、平成25年度及び平成28年度の結果とも、同様の傾向でした。

図9 過去1年間に歯科健診を受診した者の区別の割合（令和2年度）



また、喫煙習慣や糖尿病が歯周病を悪化させることや、歯周病の予防や治療が生活習慣病の改善につながるということが明らかになっています。令和2年度の横浜市調査では、歯周病が原因になる可能性がある疾患について「知っているものはない」と回答した人は56.1%であり、半数以上が歯周病と全身の病気との関連を認識していません。早期発見・早期治療が重症化予防につながるよう、普及啓発に取り組む必要があります。

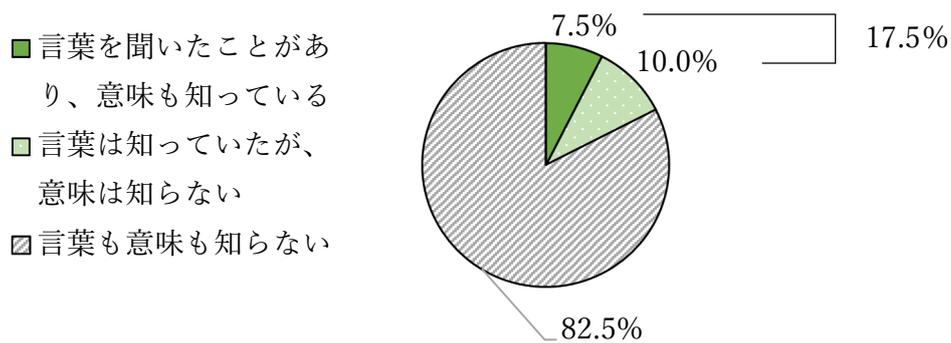
図10 歯周病が原因になる可能性がある疾患についての
認知度（令和2年度）（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

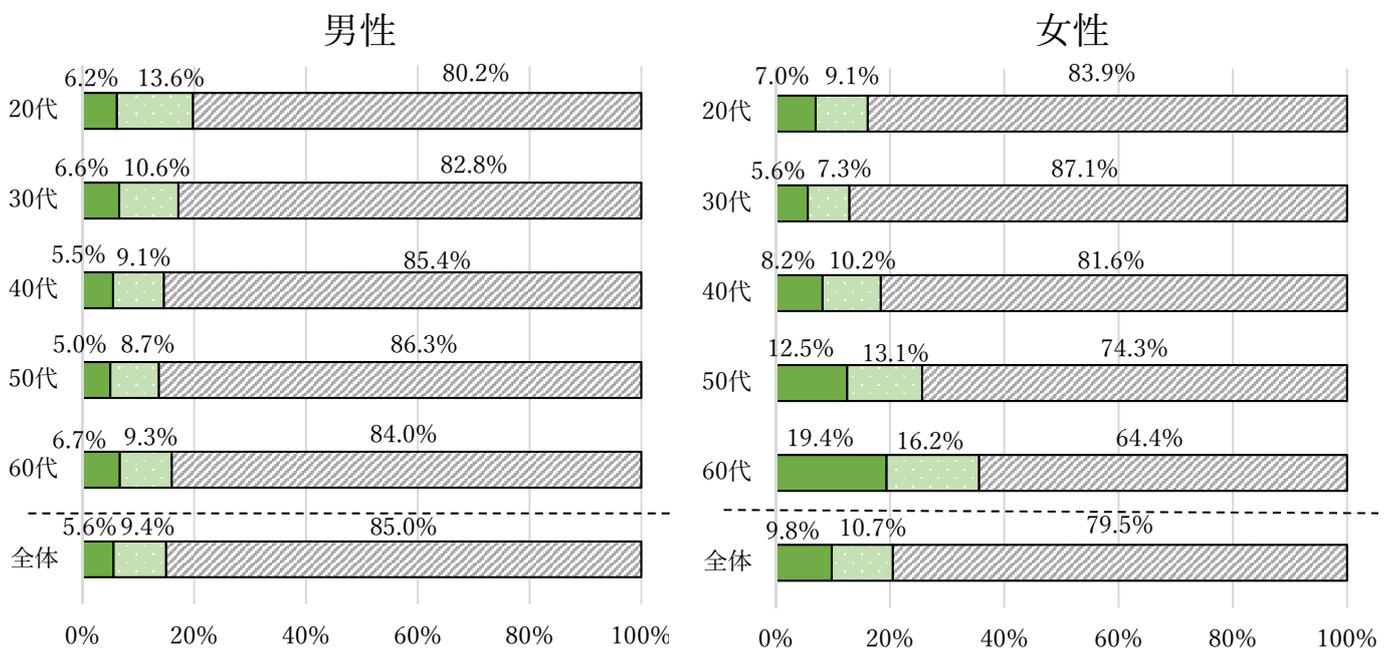
嘔む、飲み込むなどの口腔機能が低下した状態をオーラルフレイルといいます。オーラルフレイルの兆候は、50歳代頃には生じ始めるため、早い時期から予防する必要があります。令和2年度の横浜市調査では、オーラルフレイルの言葉を知っている人の割合は17.5%です。年代別、性別でみると、比較的認知度の高い50歳代、60歳の女性を除き、認知度は2割以下です。市民自らが、ささいな口腔機能の低下に気づき、維持向上に取り組めるよう、普及啓発が必要です。

図11 オーラルフレイルの認知度（令和2年度）



出典：健康に関する市民意識調査

図12 オーラルフレイルの年代別・性別の認知度（令和2年度）



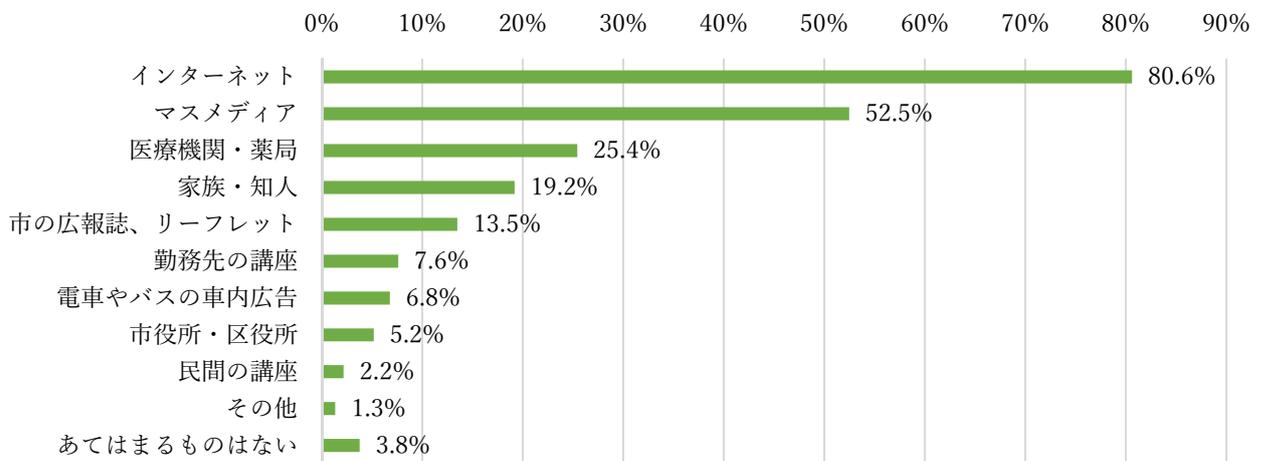
出典：健康に関する市民意識調査

令和2年度の横浜市調査において、「知りたいと思う健康づくり情報」の設問に「歯の健康」と回答した人と、「特にない」と回答した人が、「健康づくりに関する情報を主にどこから入手しているのか」の設問に回答した結果は、双方ともに「インターネット」を多く回答しています。歯の健康に関心のある人、健康づくりに関心のない人の双方に対する普及啓発方法として、インターネットを介した情報発信が方策の一つに考えられます。

図13 健康づくりに関する情報入手の方法

(知りたいと思う健康づくり情報を「歯の健康」と回答した人)

(令和2年度) (複数回答)

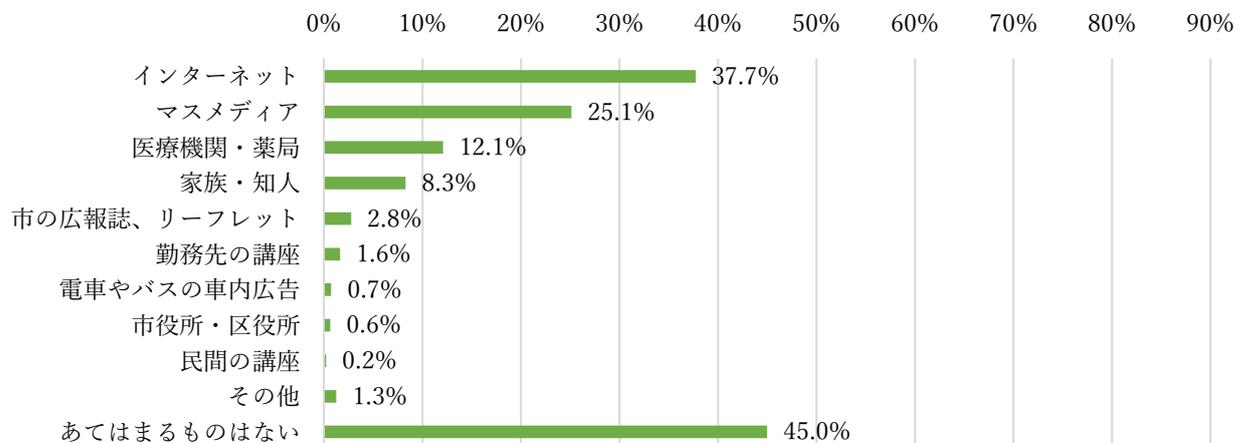


出典：健康に関する市民意識調査

図14 健康づくりに関する情報入手の方法

(知りたいと思う健康づくり情報を「特にない」と回答した人)

(令和2年度) (複数回答)

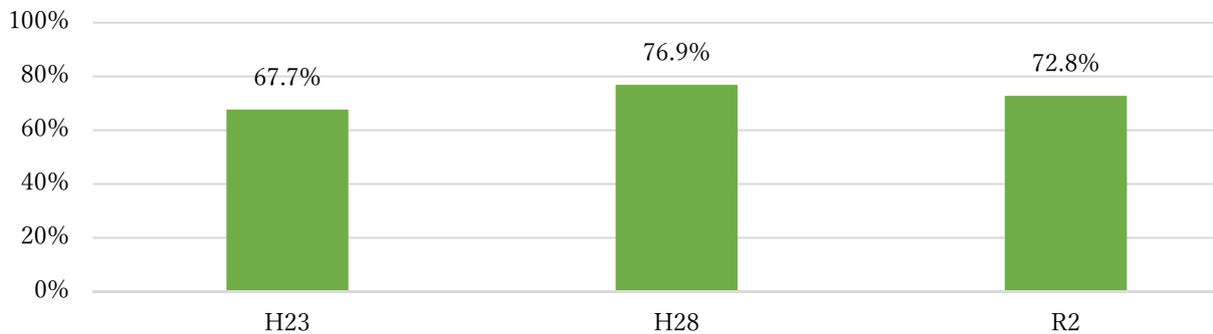


出典：健康に関する市民意識調査

(オ) 高齢期

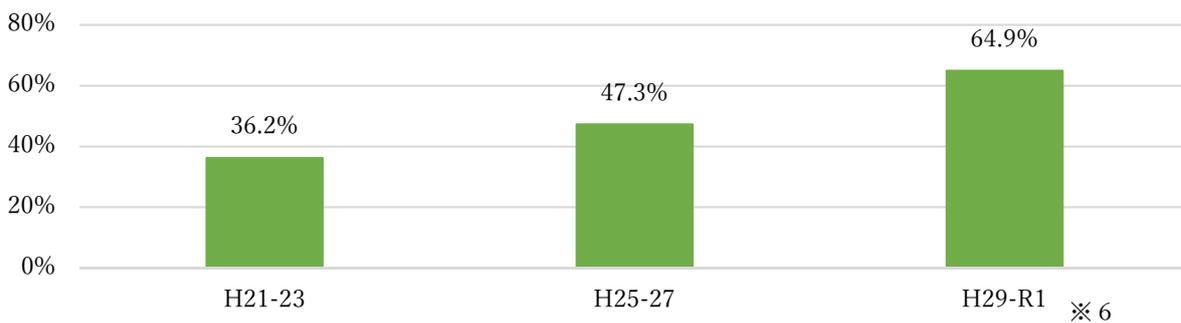
「60歳代でなんでも噛んで食べることのできる人の割合」や、「自分の歯を多くもつ高齢者の割合」は増加していますが、年齢が高くなるほど歯周病が進行しやすくなります。オーラルフレイルが進むことによって、低栄養状態となり、やがて全身の虚弱化、要介護状態を引き起こすことが明らかになってきました。むし歯、歯周病の対策だけでなく、口腔機能の維持・向上に向けた取組が必要です。

図15 60歳代でなんでも噛んで食べることのできる者の割合
【取組指標】



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図16 80歳^{※5}で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
【取組指標】



出典：国民(県民)健康・栄養調査 横浜市分

※5 75-84歳で20歯以上自分の歯を有するものを抽出

※6 H21-23、H25-27、H29-R1の各3年分を合算して算出

横浜市で要支援・要介護認定を受けている認定者数は、令和2年で17万人を超えており、高齢者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。高齢者が、住み慣れた地域の中でいつまでも健康に生活できるよう、住民主体の通いの場等、地域の介護予防の取組と連動させながら、オーラルフレイルを予防する取組の担い手になる人材の育成が必要です。

介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率【取組指標】

検討中

参考：神奈川県健康増進課調べ

【神奈川県全域】定期的な歯科検診を受診する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の割合

R3	89.4%
H28	83.4%
H24	81.0%

(カ) 障害児及び障害者

障害児や障害者は、自ら口腔ケアを行うことや定期的な歯科健診を受診することが難しい場合があるため、むし歯や歯周病のリスクが高い場合があります。

むし歯や歯周病の管理だけでなく、摂食嚥下機能等の管理を行うなど、障害の特性や口腔機能の発達の程度に応じたきめ細やかな口腔ケアの支援が必要とされています。口腔の健康を維持しながら質の高い生活を送れるよう、家族や介助者などの支援者による関わりが重要です。

障害（児）者入所施設での定期的な歯科検診実施率【取組指標】

検討中

参考：神奈川県健康増進課調べ

【神奈川県全域】定期的な歯科検診を受診する障害（児）者入所施設の割合

R3	77.5%
H28	94.7%
H24	84.0%

イ ライフステージ・対象像ごとの現状と課題

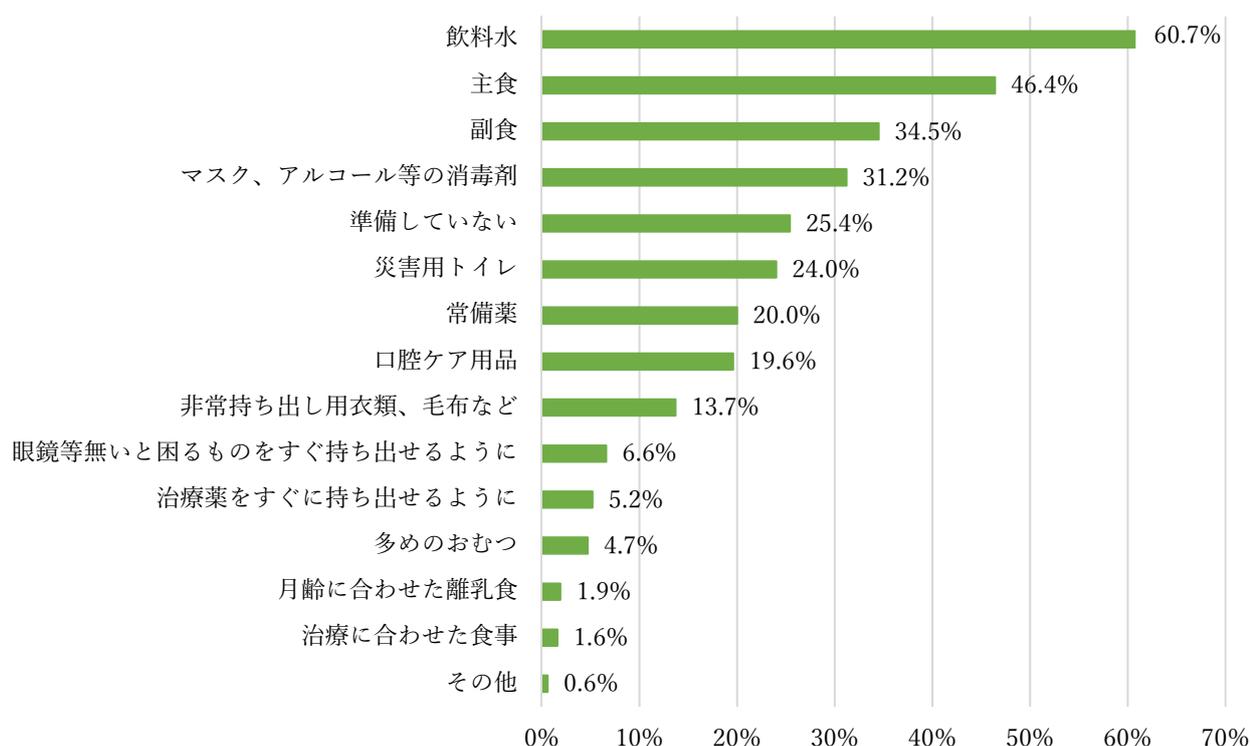
(ア) 災害に備えた対策

災害発生時、ライフラインが寸断されて断水が続くと、歯みがきや義歯の手入れなどの口腔ケアが行き届かず、口腔内を清潔に保つことが困難になります。

食生活の変化や、十分な水分摂取ができないことから、歯や口腔内に汚れがたまって、むし歯や歯周病が発生しやすくなり、普段からむせやすい高齢者は、口腔内の細菌が原因で誤嚥性肺炎を引き起こしやすくなります。

令和2年度の横浜市調査では、災害に備えて歯ブラシ、デンタルリンスなどの「口腔ケア用品」を準備している人は19.6%です。災害時の口腔ケアの重要性や、非常持出品に歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品を準備しておくことについて普及啓発が必要です。

図17 災害に備えた準備（令和2年度）（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

(イ) 情報共有と情報発信

歯科医療関係者、保健医療関係者をはじめとした関係機関・団体間での取組や連携が促進されるよう、各分野における各種連絡会等を通じて、歯科口腔保健に関する情報共有を行うことが大切です。

高齢者や障害者、外国人は情報収集の手段が限られ、必要な情報を受け取りにくい状況があるため、やさしい日本語や多言語に対応する視点も必要です。また、若い世代は日常的な情報を SNS で入手する傾向が高まっています。対象者に応じて、情報の内容や発信方法の工夫が求められています。

(ウ) 実態把握

妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像に対して行われる歯科健康診査の結果や、事業評価、アンケートをはじめとした意識調査等の結果から、市民の歯科口腔保健の現状分析を行っています。今後も、市民の歯科口腔保健の実態を分析し、ニーズの把握を進めることが必要です。

2 取組の方向性

歯科口腔保健の推進にあたり、目標を設定し、各ライフステージ・対象像等の特徴や課題に応じた施策・取組を、関係者がそれぞれの立場から推進していきます。

(1) 基本目標

「歯と口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たす」という条例の基本理念の下、横浜市における歯科口腔保健の現状と課題を踏まえ、「生涯を通じて食事や会話ができる」という基本目標を設定します。

生涯を通じて食事や会話ができるようになるには、「食べること」、「話すこと」などの口腔機能を育て、むし歯や歯周病などの歯や口の病気を防ぎ、口腔機能の低下を予防していくことが必要です。

(2) 行動目標と指標

基本目標を達成するため、「むし歯・歯周病を予防する」、「口腔機能の健全な発育・発達・維持向上に努める」という2つの行動目標を設定します。

2つの行動目標は、それぞれ単独で達成するものではなく、互いに影響し合うものです。また、行動目標にあわせた評価のため、ライフステージ・対象像にあわせた10の指標を設けます。

指標のうち、「20歳代から60歳代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合」については、20歳代から60歳代全体の把握とともに、世代の特徴に応じた、より細やかな対策や評価が必要と考えられるため、20～30歳代と40～50歳代とに区分した指標を設けます。

【目標・指標と、対象となるライフステージ・対象像の関係図】

基本目標 生涯を通じて食事や会話ができる

行動目標		指 標									
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
1	むし歯・歯周病を予防する	妊婦歯科健康診査受診率	3歳児でむし歯のない者の割合	12歳児の1人平均むし歯数	40歳代における進行的歯周炎を有する者の割合	20歳代から60歳代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	オーラルフレイルの認知度	60歳代でなんでも噛んで食することができる者の割合	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率	障害(児)者入所施設での定期的な歯科検診実施率
	2	口腔機能の健全な発育・発達・維持向上に努める					ア 20～30歳代の割合 イ 40～50歳代の割合				
ライフステージ・対象像	妊産期	●									
	乳幼児期		●								
	学齢期			●							
	成人期				●	●	●	●			
	高齢期					●	●	●	●	●	
障害児・者										●	

3 関係者の役割

総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進には、関係者の理解と協力が不可欠です。市民、横浜市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者等の関係者が、それぞれの立場から歯と口腔の健康づくりを推進していきます。

(1) 市民

生涯を自分の歯で過ごし、健康で豊かな生活を維持していくためには、自らが、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、毎日の適切な口腔ケアや定期的な歯科健康診査の受診などにより、むし歯や歯周病などの予防や早期治療に取り組み、生涯を通じて食事や会話ができるよう目指します。

(2) 横浜市

市民の主体的な歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進し、健康寿命の延伸につなげるためには、歯科医療等関係者及びその他事業者・関係機関・団体等と連携しながら、様々な施策を展開します。

また、国や県の動向を注視するとともに、地域の歯科口腔保健の現状を把握し、その課題解決に向けて確かな医学的根拠(エビデンス)に基づく知識や情報を適切に発信し、歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上に向けた取組を推進していきます。

(3) 歯科医療等関係者(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等)

かかりつけ歯科医や施設の協力歯科医療機関として、定期的な歯科健診や専門的な口腔ケアを提供します。

また、歯科口腔保健を推進するため、市や関係機関等が実施する施策や事業へ協力し、良質かつ適切な歯科医療及び歯科口腔保健指導を実施するとともに、歯周病と全身疾患との関連性や全身の健康を守るための歯科口腔保健の重要性について普及啓発します。さらに、自らの技術の向上と知見を深めるために、研修や人材育成等をすすめます。

(4) 保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等（保健、医療、福祉、介護、保育、教育）
歯と口腔の健康が全身の健康の維持・向上に重要な役割を果たすことを理解し、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

歯科医療等関係者と連携して、子どもとその養育者、事業所の従業員、地域住民、並びに日常生活において適切な口腔ケア等が困難な人の家族や支援者に対し、歯科疾患予防の重要性や口腔機能の維持・向上等の歯と口腔の健康づくりについて普及啓発します。

III 歯科口腔保健の推進に関する施策

1 ライフステージ・対象像等に着眼した施策

(1) 妊娠期

ア 妊娠中の歯科健診の受診勧奨と正しい知識の普及啓発

(ア) 妊娠中の口腔ケアの重要性について理解を深め、この時期から家族の歯と口腔の健康づくりに関心が持てるよう、母子健康手帳の交付時に面接を行うほか、個別の相談や教室等で正しい知識の普及啓発を行います。

(イ) 産婦人科の受診をはじめとした妊娠期の様々な機会にあわせて、多くの妊婦が妊婦歯科健康診査の受診の必要性を認識できるよう、啓発を行います。

(2) 乳幼児期

ア 健全な口腔機能の育成

(ア) むし歯予防に加え、乳幼児・幼児食の食べ方などの離乳食教室等での普及啓発、指しゃぶりといった口腔習癖の対応など、健全な口腔機能の発達の支援に取り組みます。

イ 本人と養育者への支援

(ア) 食事や間食の習慣等の生活環境、むし歯の状況等の健康状態、養育者の状況や考えを把握し、適切に養育ができるよう支援します。

(イ) 子育て支援を行う職域や地域の支援者へ歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、市民に正しい情報を発信していただけるように研修を実施します。

(ウ) 全市で実施する乳幼児健康診査や教室等の歯科口腔保健の向上を目的とした事業において共通媒体を用い、指導・相談の質を確保します。

(エ) 日本語での情報収集が難しい外国人に対し、外国語版啓発媒体を用いて歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、適切に養育できるよう支援します。

(3) 学齢期

ア 適切な生活習慣の獲得

(ア) 児童・生徒が歯と口腔の健康の大切さに理解を深め、主体的にむし歯や歯肉炎予防のセルフケアに取り組み、歯や歯肉の状態を自ら観察できる力を育てるため、啓発に取り組みます。

(イ) 噛む、飲み込むなどの口腔機能の発育・発達を促す食習慣の形成のため、食育と連携した取組を行います。

(ウ) むし歯や歯肉炎を予防するため、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健康診査と専門的ケアの受診を促します。

イ 特性等に応じた支援

(ア) 児童・生徒の発達の段階や特性等に応じた歯科口腔保健指導について教職員へ啓発を行い、歯と口腔のケアの重要性に関する理解を深めます。

ウ 関係者との連携

(ア) 就学前・小学校・中学校における個人や地域を視点とした歯科口腔保健の連携を推進します。

(4) 成人期

ア セルフケアや定期的な歯科健診

(ア) むし歯や歯周病の予防のため、適切なセルフケアをする習慣が身につくよう啓発します。

(イ) かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。

(ウ) 成人期の特徴をとらえ、学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報を啓発します。

(エ) 入手しやすい方法で、歯と口腔の健康づくりに関する情報発信を行います。

イ 生活習慣病対策との連携

(ア) 歯科疾患と生活習慣病をはじめとした全身疾患との関連性の啓発について、生活習慣病対策と連携して取り組みます。

ウ オーラルフレイルの認知度

(ア) オーラルフレイルを理解し、早い時期から予防できるよう関係機関・団体等と連携して、普及啓発に取り組みます。

(5) 高齢期

ア 歯科疾患の予防と口腔機能の維持

(ア) 歯の喪失や加齢等に伴う口腔状況の変化に応じて、適切な口腔ケアをする習慣が身につくよう啓発します。

(イ) かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。

(ウ) 市民や関係職種がオーラルフレイルに関する理解を深め、予防や口腔機能の維持改善に取り組めるよう、地域の介護予防活動グループ等の団体・関係機関や保健・医療・福祉・介護の多職種と連携して、普及啓発に取り組みます。

イ 要介護高齢者の特性に応じた支援

(ア) 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深め、本人が日常的に適切な口腔ケアを受けられるように支援します。

(6) 障害児及び障害者

ア 障害児及び障害者の特性に応じた支援

(ア) 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できる

ように支援します。

- (イ) 本人、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深めます。
- (ウ) 身近な地域で、かかりつけ歯科医による口腔ケアを受けられるよう、歯科医療等関係機関と連携して環境整備を進めます。
- (エ) 障害福祉の関係機関・団体等と連携し、障害児及び障害者の特性に応じた歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

2 ライフステージ・対象像に共通して推進する取組

(1) 災害に備えた対策

ア 災害時の口腔ケアの普及啓発

- (ア) 災害時の口腔ケアの重要性や、飲料水等の確保が難しい場面での口腔ケア方法等についての普及啓発を進めます。
- (イ) 避難グッズに歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品の準備をしておくよう普及啓発を進めます。

(2) 情報共有と情報発信

ア 関係機関・団体等との適切な情報の共有及び市民への情報発信

- (ア) 関係機関・団体等の連絡会等の場において、情報共有を行い、情報発信・意見交換を進めます。また、機関紙・広報誌等と連携した広報を行います。
- (イ) 歯や口の健康に関する各種リーフレットのやさしい日本語版、多言語版を作成し、情報発信を進めます。

(3) 実態把握

ア 歯科口腔保健の実態把握

- (ア) 妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像等に対して行われる歯科健康診査の結果や、歯科口腔保健事業等から得られる情報を収集し、市民の歯科口腔保健にかかる実態分析を進めます。
- (イ) 市民の歯科口腔保健にかかる実態分析とあわせ、県や国等有するデータを積極的に活用し、課題の抽出やニーズの把握を行います。

IV 推進・評価体制

「健康横浜21推進会議」（以下「推進会議」という。）の部会として、「歯科口腔保健推進検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置しています。

計画の推進にあたって、市は、各施策の進捗状況や各種指標の達成状況を適宜把握し、推進会議及び検討部会を通じて共有していきます。また、推進会議及び検討部会は、市に対し、歯科口腔保健の推進に関して適宜必要な提言を行います。

市は、推進会議及び検討部会からの提言や、把握した検証結果に基づき評価を行います。

V 計画の評価

1 評価スケジュール

この計画は、初年度を令和6年度、計画期間を●年としたものです。目標達成に向けた効果的な施策展開を図るため、●年度には中間評価、計画最終年の前年度である●年度には、取組の最終評価を実施します。

2 評価項目

基本目標として「生涯を通じて食事や会話ができる」を掲げ、それを達成するための市民一人ひとりの行動目標として「むし歯・歯周病を予防する」「口腔機能の健全な発育・発達・維持向上に努める」の2つを設定しています。

行動目標は、歯科口腔保健にかかる健康行動の中から重要なものを設定しています。

これらの目標の達成度を測るため、ライフステージ・対象像毎に設定した指標の変化を確認して評価を実施します。行動目標の指標は、適切な進捗管理と評価を行うことで、さらなる取組の推進を図ることができるものを選定しています。

VI 資料編

1 各種調査の概要

(1) 健康に関する市民意識調査

調査目的	市民の健康づくりの指針となる「第2期健康横浜21」（計画期間：平成25年度～令和4年度）の最終評価及び第3期計画策定の基礎資料とする。
調査対象	(1) 横浜市に居住している20～59歳の男女 (2) 横浜市に居住している60～69歳の男女
抽出方法	(1) インターネット調査会社に登録している横浜市内在住のモニターにアンケート依頼を配信 (2) 住民基本台帳からの無作為抽出（2,700人）
調査方法	(1) インターネットによるアンケート調査 (2) 郵送によるアンケート調査
回収数	(1) 10,981人 (2) 1,493人（回収率 55.3%） 合計 12,474人
調査期間	(1) 令和3年1月15日～令和3年1月25日 (2) 令和3年1月15日～令和3年1月31日
設問分野	健康管理、新型コロナウイルス感染症、健診・がん検診、食生活、運動習慣、タバコ、飲酒、睡眠、歯・口の健康、健康を維持するための災害時の備え、地域とのつながり
実施主体	横浜市
URL	https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/ishiki/kenko/survey.html

(2) 県民歯科保健実態調査（成人）

調査目的	神奈川県における成人の歯科保健の実態を把握し、歯科保健対策の推進に必要な基礎資料を得ると共に、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画等各種県計画の評価としての活用を図り、県民の健康増進の推進に役立てる。
調査対象	神奈川県歯科医師会会員の歯科診療所に来院した調査日に20歳以上の県内在住の初診患者（再初診患者を含む）または当該歯科診療所が訪問診療を行った患者。※対象者の県内地域バランスを考慮して実施
調査方法	口腔内診察及び問診
調査数	神奈川県全体：約6,000人（通院：約5,000人、訪問：約1,000人） 横浜市：2,248人
調査日	令和2年6月15日から令和3年3月26日のうち1日
調査内容	属性、口腔内状況、歯科保健行動、生活習慣（運動、喫煙等）、歯科保健に関する知識（全身と歯周疾患との関係、歯科関連用語の確認等）
実施主体	神奈川県
URL	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f417679/r2-kenminshikahokenkekka.html

2 関係法令

○歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例

(平成 31 年 2 月 25 日)

(条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者(労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉又は教育に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの(歯科医療等関係者を除く。)及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯及び口腔の検診(健康診査及び健康診断を含む。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯並びに口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、神奈川県、歯

科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めるものとする。

- 3 市は、市民が歯科口腔保健に関する理解を深め、市民による歯科口腔保健に関する活動への参加を促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、歯科検診及び歯科保健指導を活用する等、生涯にわたって日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第 6 条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

- 2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健(歯及び口腔の機能の回復によるものを含む。)の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者及び事業者の責務)

第 7 条 保健医療等関係者は、その業務において、歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、日常生活において歯科口腔保健に関する取組が困難な者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、歯科医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第 8 条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること。
- (2) 市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること。
- (3) 妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。
- (4) 乳幼児期及び学齢期(小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの期間をいう。)における歯科口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること。
- (5) 成人期(満 18 歳から満 65 歳に達するまでの期間をいう。)における歯科口腔保健の推進に関すること。

- (6) 高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (7) 障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること。
- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること。
- (9) 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること。
- (10) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること。
- (11) 災害時における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第9条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画(以下「歯科口腔保健推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき策定する健康増進計画と整合性を図るとともに、市域における官民データ(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第1項に規定する官民データをいう。)を活用するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(意見聴取)

第11条 市長は、歯科口腔保健推進計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たっては、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号)に基づく健康横浜21推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

歯科口腔保健における現状と課題（案）

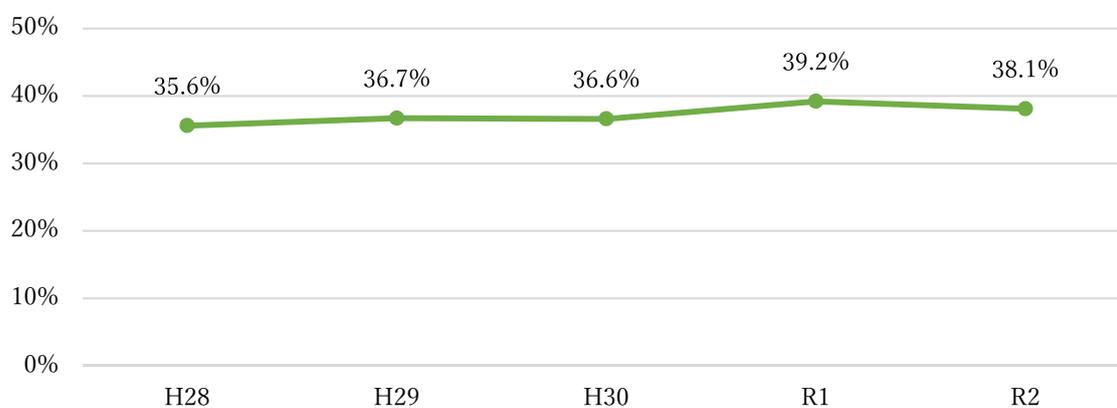
下線部は「横浜市歯科口腔保健 令和3年度から
令和4年度の実施計画」から追加した内容・直近値

1 ライフステージ・対象像ごとの現状と課題

(1) 妊娠期

1. 妊娠中は、ホルモンバランスの変化や「つわりで歯みがきができない」ことが口腔に影響し、「歯ぐきからの出血」や「むし歯」等、口の中の困りごとが生じやすい時期です。妊婦歯科健康診査の令和2年度における受診率は38.1%であり、横浜市の目標である40%を達成していません。妊娠期は歯の健康に関する重要な時期のため、引き続き啓発を行う必要があります。

図1 妊婦歯科健康診査受診率【取組指標】

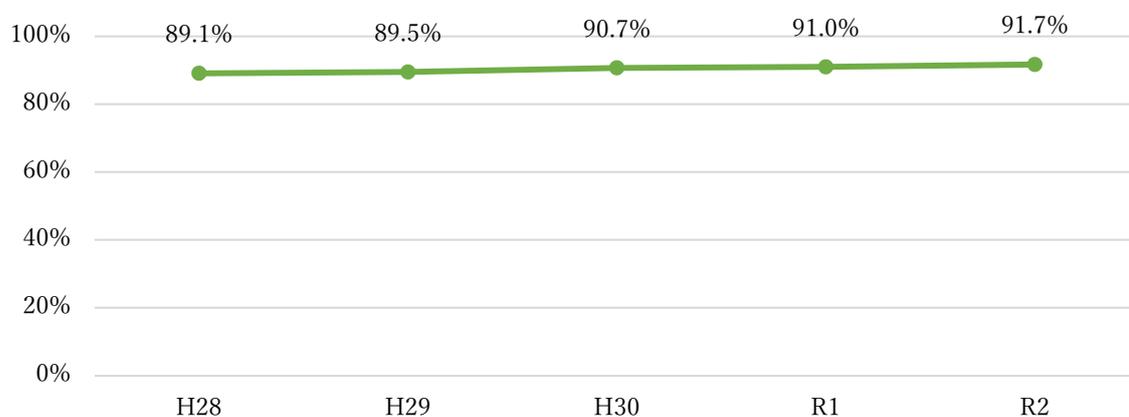


出典：地域保健・健康増進事業報告

(2) 乳幼児期

1. 令和2年度の3歳児健康診査における「むし歯のない児の割合」は91.7%であり、乳幼児期のむし歯のない児の割合は増加傾向にあります。
2. 乳幼児期は、乳歯が生え始め咀嚼機能を獲得し、口腔機能が発育・発達する大事な時期です。食生活をはじめ、歯みがきの習慣なども確立に向かう時期なので、口腔機能の健全な発育・発達につながる生活習慣を身につけられるよう支援等が必要です。
3. 育児に関わる多くの職種が連携を強化し、本人と養育者を支援するため、引き続き個々に応じたきめ細かい対策が必要です。

図2 3歳児でむし歯のない者の割合【取組指標】

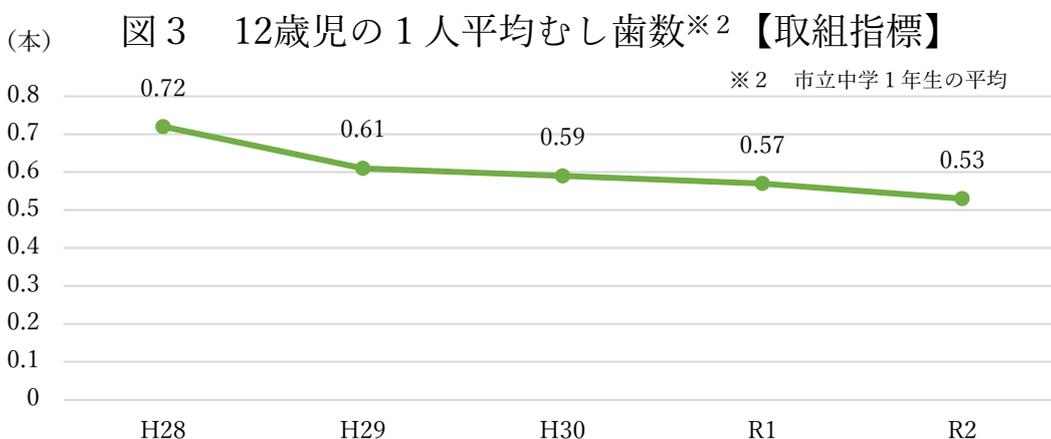


出典：地域保健・健康増進事業報告

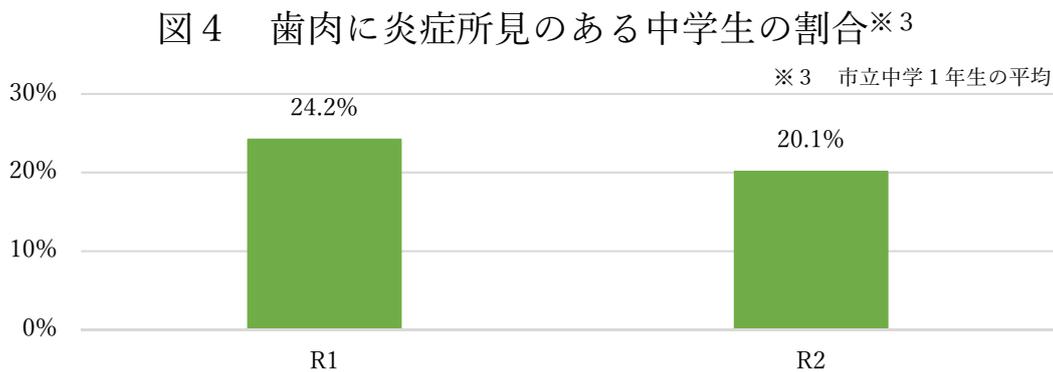
(3) 学齢期

1. 12歳児の「1人平均むし歯数」は減少傾向にあり、令和2年度は0.53本と国の目標である1.0本未満を達成しています。加えて、令和2年度の「12歳児のむし歯のない者の割合」は68.0%でした^{※1}。また、歯肉に炎症所見のある中学生の割合は減少傾向にあります。

※1 出典：令和2年度神奈川県・定期歯科検診結果に関する調査



出典：横浜市学校保健統計調査



出典：横浜市学校保健統計調査

2. この時期から、成人期の歯周病や口腔機能低下を予防するための対策が必要です。例として、甘味食品の喫食習慣を改善し、栄養バランスの取れた食事を規則正しくとることや、よく噛んで食べる習慣、むし歯や歯周病を予防するためのセルフケアの方法を身に付けることなどが挙げられます。
3. 自ら口腔ケアを行うことが困難な児童・生徒については、特性や発達の段階等に応じた支援が必要です。
4. また、喫煙が歯や口腔、全身の健康に影響を及ぼすことについて指導し、喫煙の防止につなげることが必要です。
5. この時期の歯科口腔保健の取組を充実させるためには、定期的な歯科健康診査を実施する学校歯科医やかかりつけ歯科医など、学校と家庭、地域の歯科医療機関が連携を密にして啓発や保健指導を行うとともに、歯科口腔保健の分野においても、保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校など、地域全体で切れ目なく連携して取り組むことが必要です。

(4) 成人期

1. 40歳代における進行した歯周炎を有する人の割合は、令和2年度の調査結果は54.1%です。平成28年度と比較し、わずかに減少しているものの、明らかな変化はありませんでした。
2. 歯周病は自覚症状が乏しく、重症化により歯を失うなど手遅れになることが多く、予防と早期発見が重要です。また、40歳の未処置歯^{※4}を有する人の割合は、減少傾向ではありますが、令和2年度の横浜市結果では26.6%と国の目標値である10%に達していないことから、対策が必要です。

※4 治療が必要なむし歯

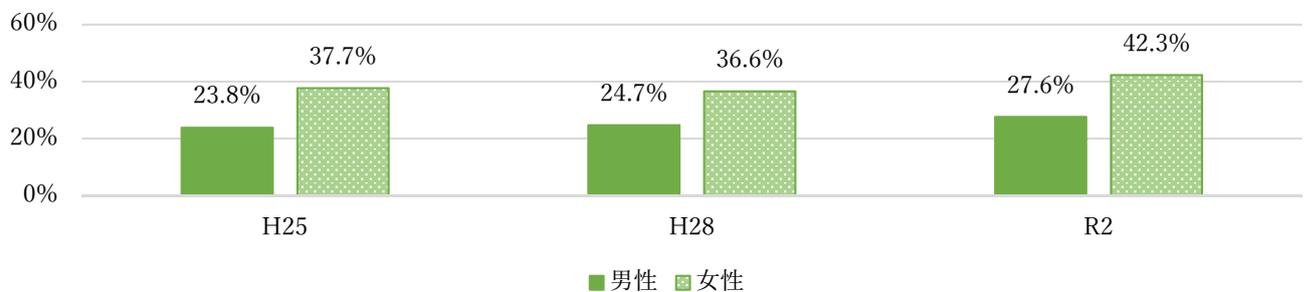
図5 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

3. 横浜市の調査では、「歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある人の割合」は平成25年度から令和2年度にかけて増加傾向でしたが、「過去1年間に歯科健診を受診した人の割合」は、変化がありませんでした。さらに年代別、性別に比較すると、男女とも若い年代で受診した人が少ない傾向です。この時期は、仕事や育児等で多忙であり、セルフケアや歯科健診の受診がおろそかになりがちです。歯周病や口腔機能低下を予防するため、職域・地域の連携に着目した取組が必要です。

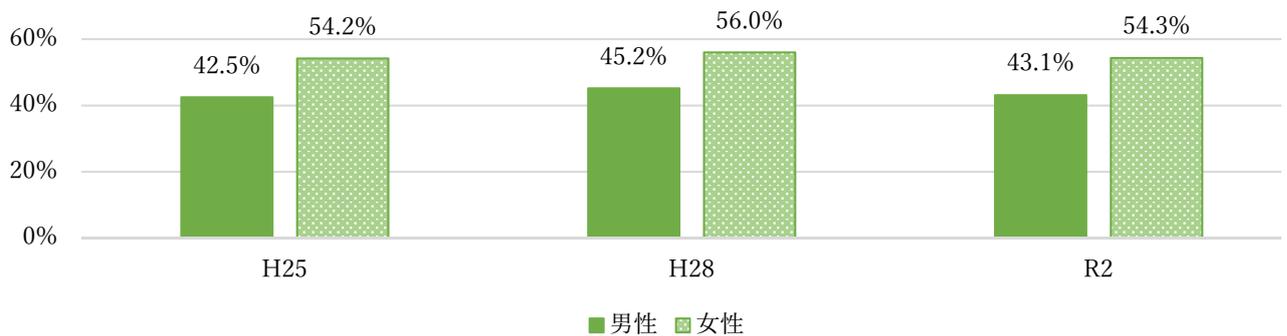
図6 歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある者の割合



出典：健康に関する市民意識調査

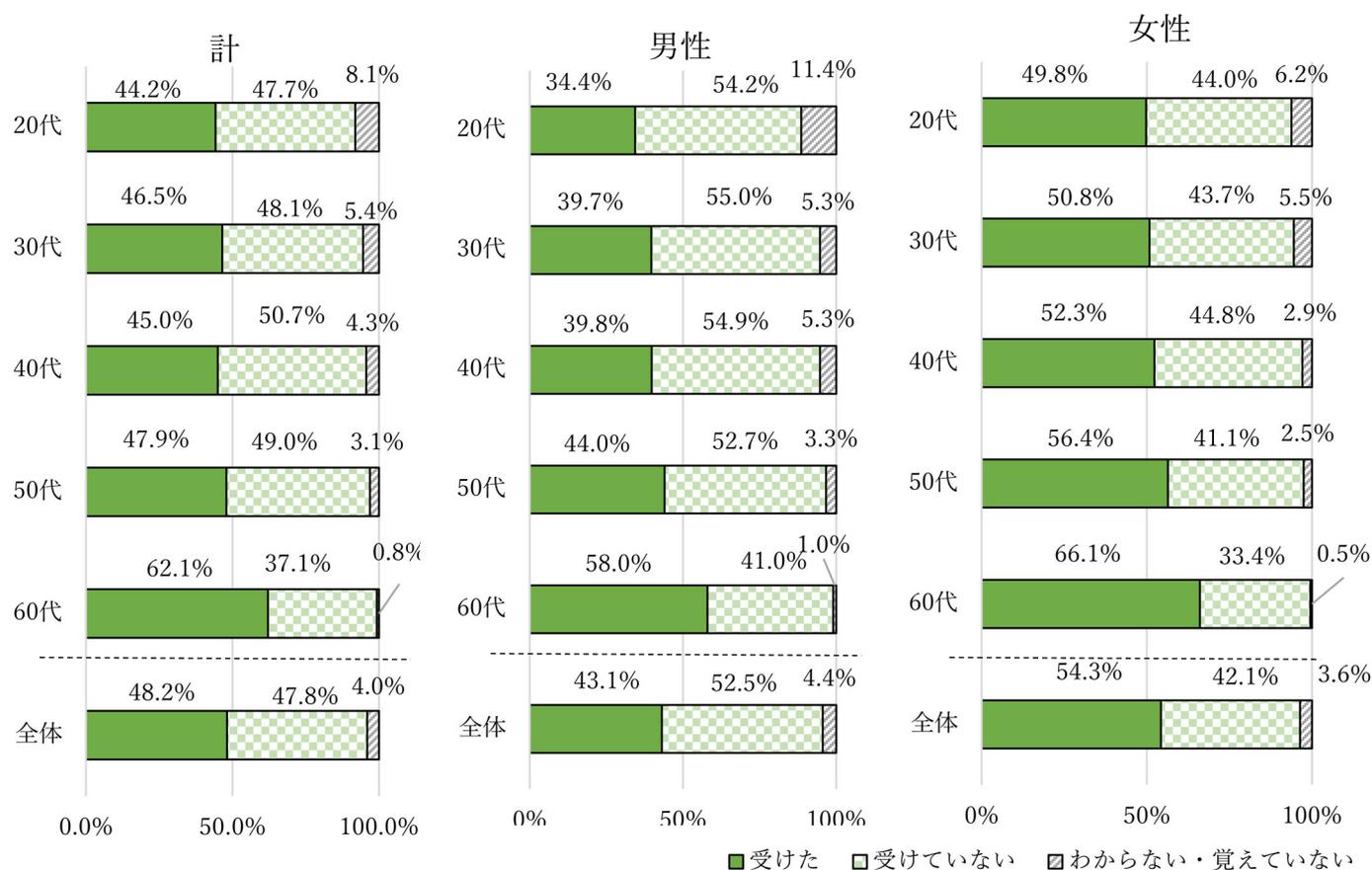
図7 過去1年間に歯科健診を受けた者の割合

【取組指標】



出典：健康に関する市民意識調査

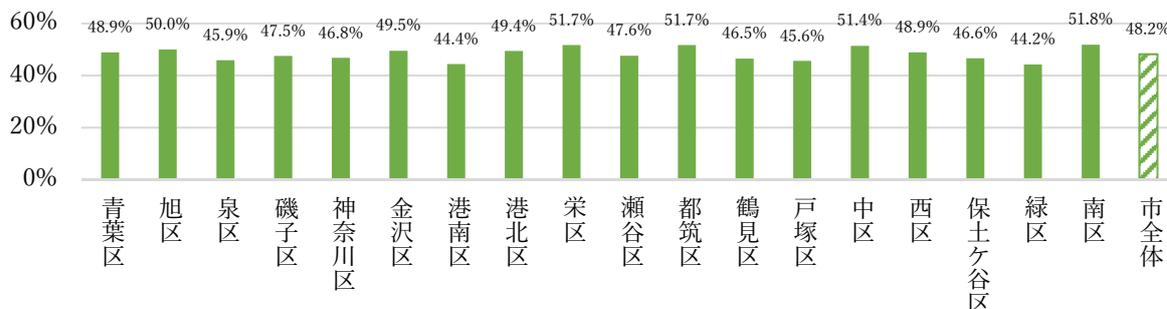
図8 過去1年間に歯科健診を受けた者の年代別・性別の割合（令和2年度）



出典：健康に関する市民意識調査

4. 令和2年度の「過去1年間に歯科健診を受診した人の割合」を区ごとにみると、区間の差は1割未満であり、平成25年度及び平成28年度の結果とも、同様の傾向でした。

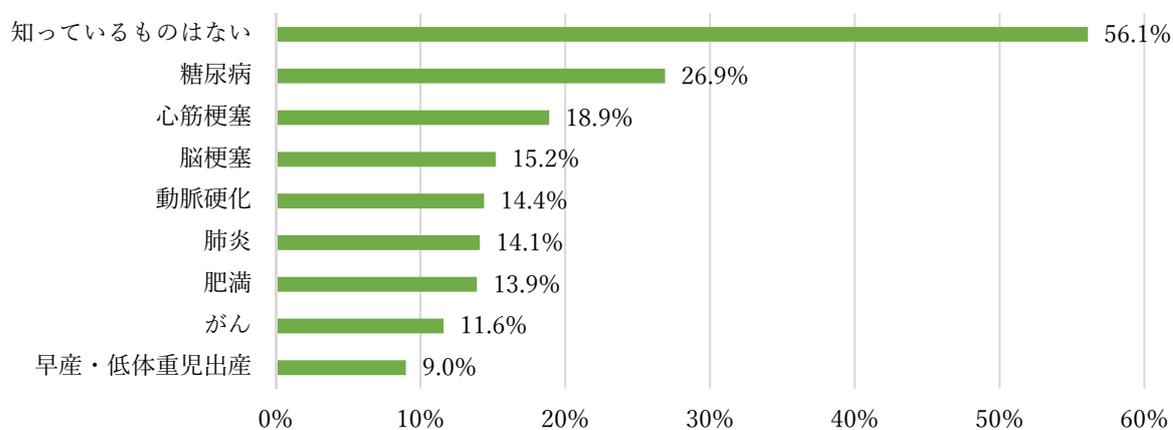
図9 過去1年間に歯科健診を受診した者の区別の割合（令和2年度）



出典：健康に関する市民意識調査

5. また、喫煙習慣や糖尿病が歯周病を悪化させることや、歯周病の予防や治療が生活習慣病の改善につながる事が明らかになっています。令和2年度の横浜市調査では、歯周病が原因になる可能性がある疾患について「知っているものはない」と回答した人は56.1%であり、半数以上が歯周病と全身の病気との関連を認識していません。早期発見・早期治療が重症化予防につながるよう、普及啓発に取り組む必要があります。

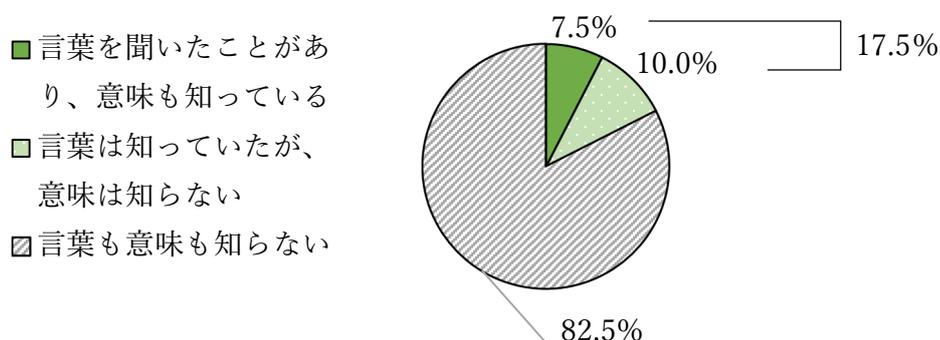
図10 歯周病が原因になる可能性がある疾患についての
認知度（令和2年度）（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

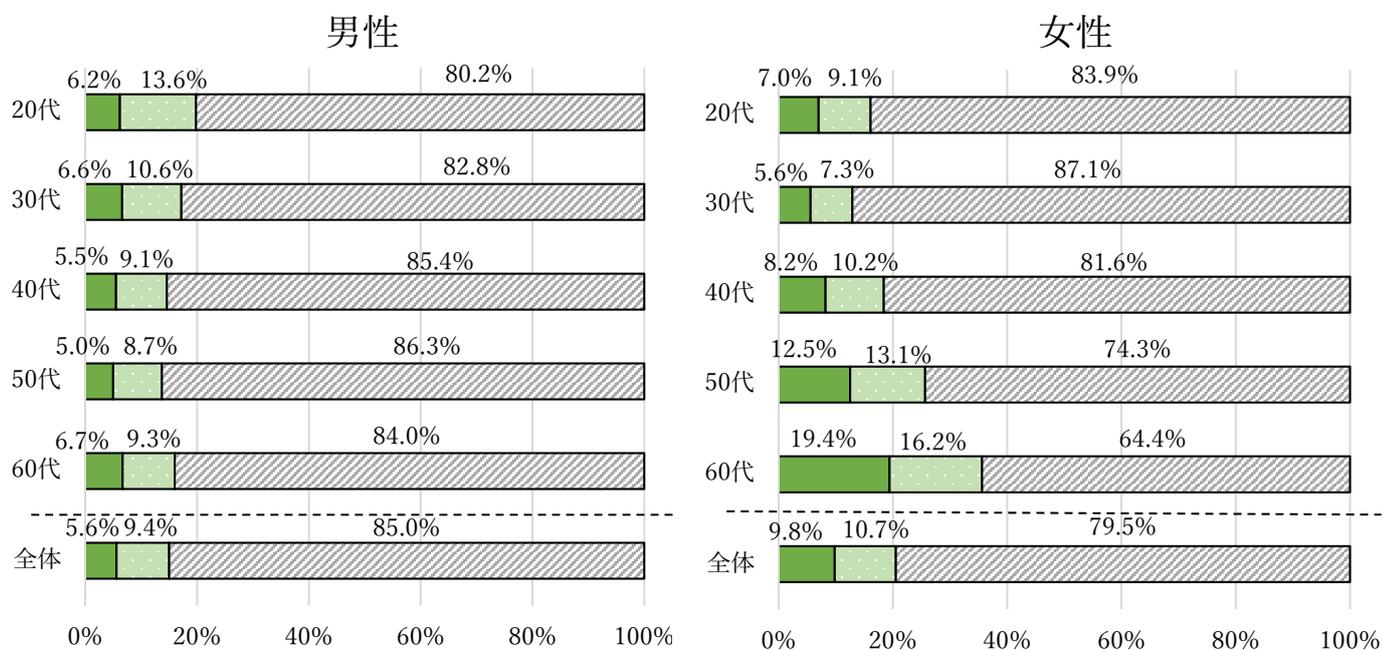
6. 噛む、飲み込むなどの口腔機能が低下した状態をオーラルフレイルといいます。オーラルフレイルの兆候は、50歳代頃には生じ始めるため、早い時期から予防する必要があります。令和2年の横浜市調査では、オーラルフレイルの言葉を知っている人の割合は17.5%です。年代別、性別で見ると、比較的認知度の高い50歳代、60歳の女性を除き、認知度は2割以下です。市民自らが、ささいな口腔機能の低下に気づき、維持向上に取り組めるよう、普及啓発が必要です。

図11 オーラルフレイルの認知度（令和2年度）



出典：健康に関する市民意識調査

図12 オーラルフレイルの年代別・性別の認知度（令和2年度）

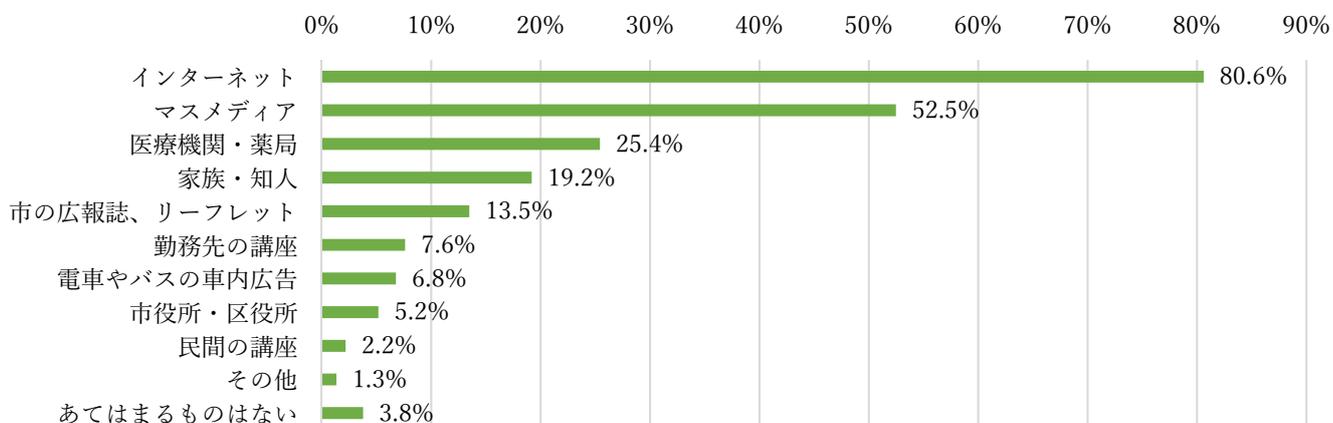


出典：健康に関する市民意識調査

7. 令和2年度の横浜市調査において、「知りたいと思う健康づくり情報」の設問に「歯の健康」と回答した人と、「特にない」と回答した人が、「健康づくりに関する情報を主にどこから入手しているのか」の設問に回答した結果は、双方ともに「インターネット」を多く回答しています。歯の健康に関心のある人、健康づくりに関心のない人の双方に対する普及啓発方法として、インターネットを介した情報発信が方策の一つに考えられます。

図13 健康づくりに関する情報入手の方法

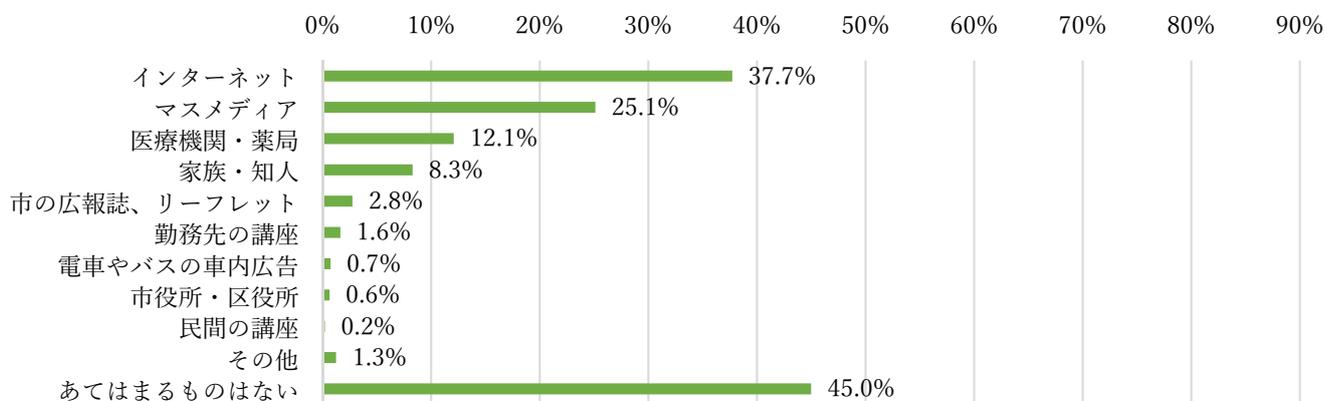
(知りたいと思う健康づくり情報を「歯の健康」と回答した人)
(令和2年度) (複数回答)



出典：健康に関する市民意識調査

図14 健康づくりに関する情報入手の方法

(知りたいと思う健康づくり情報を「特にない」と回答した人)
(令和2年度) (複数回答)

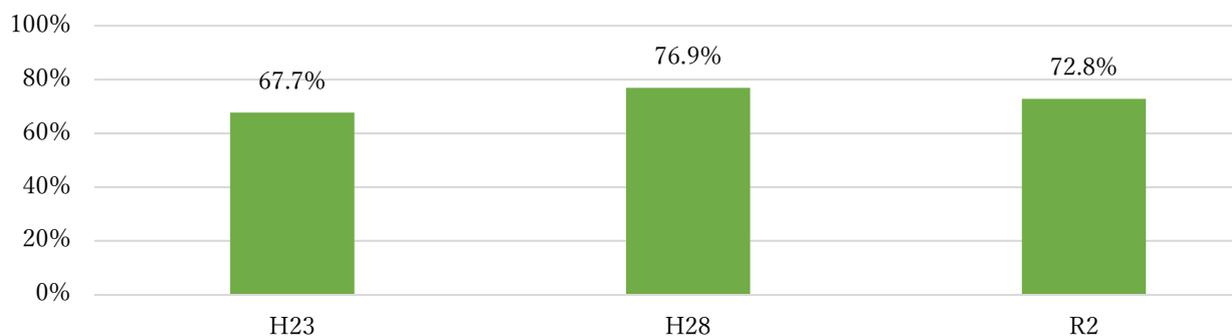


出典：健康に関する市民意識調査

(5) 高齢期

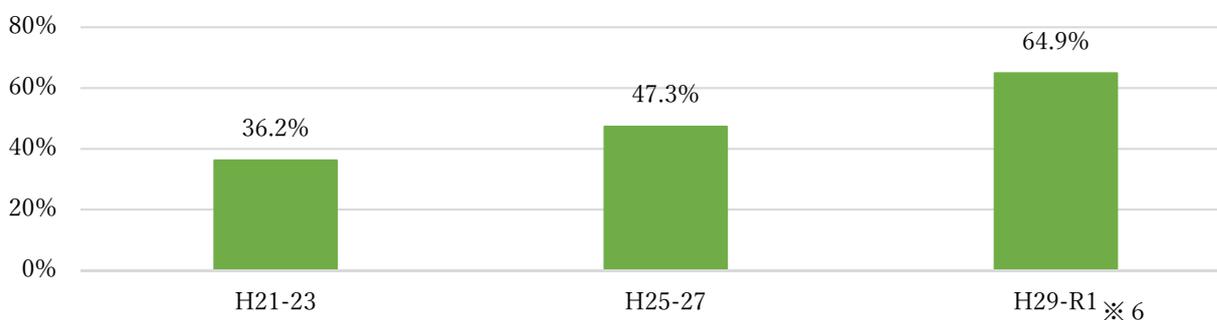
1. 「60歳代でなんでも噛んで食べることのできる人の割合」や、「自分の歯を多くもつ高齢者の割合」は増加していますが、年齢が高くなるほど歯周病が進行しやすくなります。オーラルフレイルが進むことによって、低栄養状態となり、やがて全身の虚弱化、要介護状態を引き起こすことが明らかになってきました。むし歯、歯周病の対策だけでなく、口腔機能の維持・向上に向けた取組が必要です。

図15 60歳代でなんでも噛んで食べることのできる者の割合
【取組指標】



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図16 80歳^{※5}で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
【取組指標】



出典：国民(県民)健康・栄養調査 横浜市分

※5 75-84歳で20歯以上自分の歯を有するものを抽出

※6 H21-23、H25-27、H29-R1の各3年分を合算して算出

2. 横浜市で要支援・要介護認定を受けている認定者数は、令和2年で17万人を超えており、高齢者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。高齢者が、住み慣れた地域の中でいつまでも健康に生活できるよう、住民主体の通いの場等、地域の介護予防の取組と連動させながら、オーラルフレイルを予防する取組の担い手になる人材の育成が必要です。

介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率【取組指標】	
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検討中</div>	
参考：神奈川県健康増進課調べ	
【神奈川県全域】定期的な歯科検診を受診する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の割合	
R3	89.4%
H28	83.4%
H24	81.0%

(6) 障害児及び障害者

1. 障害児や障害者は、自ら口腔ケアを行うことや定期的な歯科健診を受診することが難しい場合があるため、むし歯や歯周病のリスクが高い場合があります。
2. むし歯や歯周病の管理だけでなく、摂食嚥下機能等の管理を行うなど、障害の特性や口腔機能の発達の程度に応じたきめ細やかな口腔ケアの支援が必要とされています。口腔の健康を維持しながら質の高い生活を送れるよう、家族や介助者などの支援者による関わりが重要です。

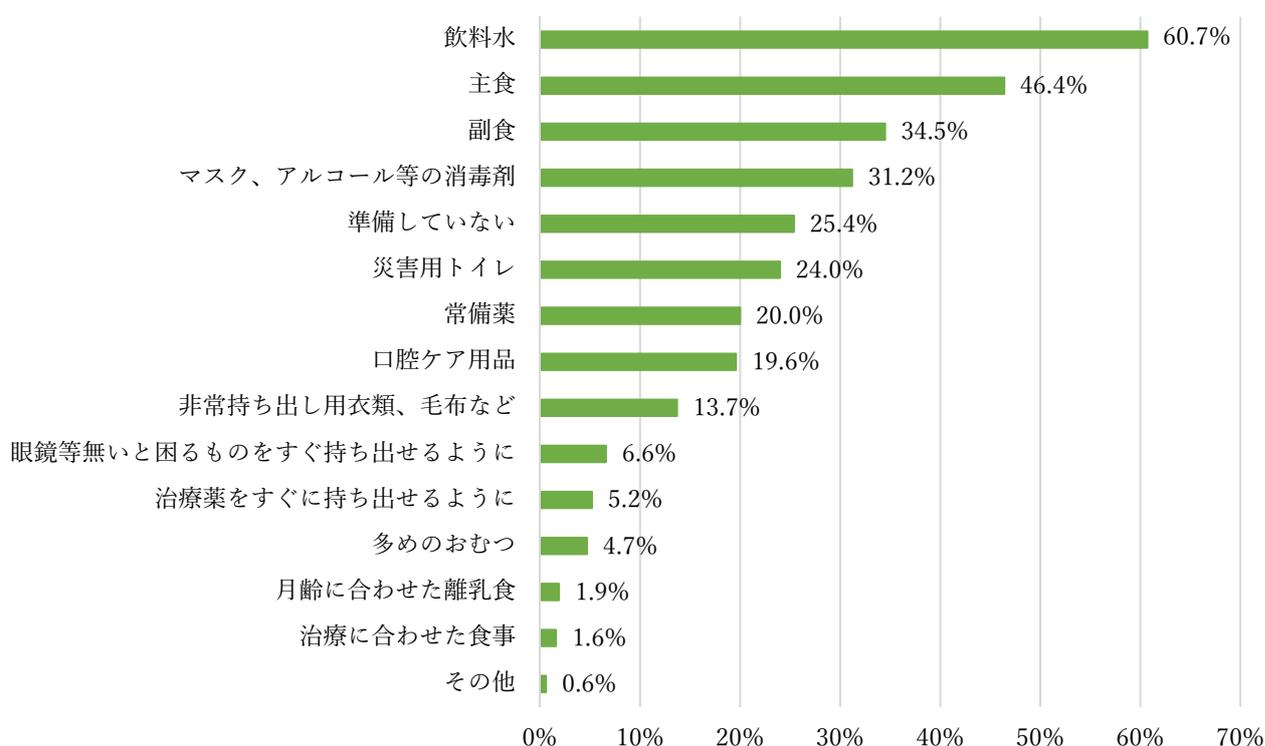
障害（児）者入所施設での定期的な歯科検診実施率【取組指標】	
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検討中</div>	
参考：神奈川県健康増進課調べ	
【神奈川県全域】定期的な歯科検診を受診する障害（児）者入所施設の割合	
R3	77.5%
H28	94.7%
H24	84.0%

2 ライフステージ・対象像に共通する現状と課題

(1) 災害に備えた対策

1. 災害発生時、ライフラインが寸断されて断水が続くと、歯みがきや義歯の手入れなどの口腔ケアが行き届かず、口腔内を清潔に保つことが困難になります。
2. 食生活の変化や、十分な水分摂取ができないことから、歯や口腔内に汚れがたまって、むし歯や歯周病が発生しやすくなり、普段からむせやすい高齢者は、口腔内の細菌が原因で誤嚥性肺炎を引き起こしやすくなります。
3. 令和2年度の横浜市調査では、災害に備えて歯ブラシ、デンタルリンスなどの「口腔ケア用品」を準備している人は19.6%です。災害時の口腔ケアの重要性や、非常持出品に歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品を準備しておくことについて普及啓発が必要です。

図17 災害に備えた準備（令和2年度）（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

(2) 情報共有と情報発信

1. 歯科医療関係者、保健医療関係者をはじめとした関係機関・団体間での取組や連携が促進されるよう、各分野における各種連絡会等を通じて、歯科口腔保健に関する情報共有を行うことが大切です。
2. 高齢者や障害者、外国人は情報収集の手段が限られ、必要な情報を受け取りにくい状況があるため、やさしい日本語や多言語に対応する視点も必要です。また、若い世代は日常的な情報を SNS で入手する傾向が高まっています。対象者に応じて、情報の内容や発信方法の工夫が求められています。

(3) 実態把握

1. 妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像に対して行われる歯科健康診査の結果や、事業評価、アンケートをはじめとした意識調査等の結果から、市民の歯科口腔保健の現状分析を行っています。今後も、市民の歯科口腔保健の実態を分析し、ニーズの把握を進めることが必要です。

関係者の役割（案）

下線部は「横浜市歯科口腔保健 令和3年度から令和4年度の実施計画」から追加した内容

総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進には、関係者の理解と協力が不可欠です。市民、横浜市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者等の関係者が、それぞれの立場から歯と口腔の健康づくりを推進していきます。

（1）市民

生涯を自分の歯で過ごし、健康で豊かな生活を維持していくためには、自らが、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、毎日の適切な口腔ケアや定期的な歯科健康診査の受診などにより、むし歯や歯周病などの予防や早期治療に取り組み、生涯を通じて食事や会話ができるよう目指します。

（2）横浜市

市民の主体的な歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進し、健康寿命の延伸につなげるためには、歯科医療等関係者及びその他事業者・関係機関・団体等と連携しながら、様々な施策を展開します。

また、国や県の動向を注視するとともに、地域の歯科口腔保健の現状を把握し、その課題解決に向けて確かな医学的根拠（エビデンス）に基づく知識や情報を適切に発信し、歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上に向けた取組を推進していきます。

(3) 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）

かかりつけ歯科医や施設の協力歯科医療機関として、定期的な歯科健診や専門的な口腔ケアを提供します。

また、歯科口腔保健を推進するため、市や関係機関等が実施する施策や事業へ協力し、良質かつ適切な歯科医療及び歯科口腔保健指導を実施するとともに、歯周病と全身疾患との関連性や全身の健康を守るための歯科口腔保健の重要性について普及啓発します。さらに、自らの技術の向上と知見を深めるために、研修や人材育成等をすすめます。

(4) 保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等（保健、医療、福祉、介護、保育、教育）

歯と口腔の健康が全身の健康の維持・向上に重要な役割を果たすことを理解し、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

歯科医療等関係者と連携して、子どもとその養育者、事業所の従業員、地域住民、並びに日常生活において適切な口腔ケア等が困難な人の家族や支援者に対し、歯科疾患予防の重要性や口腔機能の維持・向上等の歯と口腔の健康づくりについて普及啓発します。

歯科口腔保健の推進に関する施策（案）

1 ライフステージ・対象像等に着目した施策

下線部は「横浜市歯科口腔保健 令和3年度から令和4年度の取組」から追加した内容

(1) 妊娠期

ア 妊娠中の歯科健診の受診勧奨と正しい知識の普及啓発

- (ア) 妊娠中の口腔ケアの重要性について理解を深め、この時期から家族の歯と口腔の健康づくりに関心が持てるよう、母子健康手帳の交付時に面接を行うほか、個別の相談や教室等で正しい知識の普及啓発を行います。
- (イ) 産婦人科の受診をはじめとした妊娠期の様々な機会にあわせて、多くの妊婦が妊婦歯科健康診査の受診の必要性を認識できるよう、啓発を行います。

(2) 乳幼児期

ア 健全な口腔機能の育成

- (ア) むし歯予防に加え、乳幼児・幼児食の食べ方などの離乳食教室等での普及啓発、指しゃぶりといった口腔習癖の対応など、健全な口腔機能の発達の支援に取り組みます。

イ 本人と養育者への支援

- (ア) 食事や間食の習慣等の生活環境、むし歯の状況等の健康状態、養育者の状況や考えを把握し、適切に養育ができるよう支援します。
- (イ) 子育て支援を行う職域や地域の支援者へ歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、市民に正しい情報を発信していただけるように研修を実施します。
- (ウ) 全市で実施する乳幼児健康診査や教室等の歯科口腔保健の向上を目的とした事業において共通媒体を用い、指導・相談の質を確保します。
- (エ) 日本語での情報収集が難しい外国人に対し、外国語版啓発媒体を用いて歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、適切に養育できるよう支援します。

(3) 学齢期

ア 適切な生活習慣の獲得

- (ア) 児童・生徒が歯と口腔の健康の大切さに理解を深め、主体的にむし歯や歯肉炎予防のセルフケアに取り組み、歯や歯肉の状態を自ら観察できる力を育てるため、啓発に取り組みます。
- (イ) 噛む、飲み込むなどの口腔機能の発育・発達を促す食習慣の形成のため、食育と連携した取組を行います。
- (ウ) むし歯や歯肉炎を予防するため、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健康診査と専門的ケアの受診を促します。

イ 特性等に応じた支援

- (ア) 児童・生徒の発達の段階や特性等に応じた歯科口腔保健指導について教職員へ啓発を行い、歯と口腔のケアの重要性に関する理解を深めます。

ウ 関係者との連携

- (ア) 就学前・小学校・中学校における個人や地域を視点とした歯科口腔保健の連携を推進します。

(4) 成人期

ア セルフケアや定期的な歯科健診

- (ア) むし歯や歯周病の予防のため、適切なセルフケアをする習慣が身につくよう啓発します。
- (イ) かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- (ウ) 成人期の特徴をとらえ、学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報を啓発します。
- (エ) 入手しやすい方法で、歯と口腔の健康づくりに関する情報発信を行います。

イ 生活習慣病対策との連携

- (ア) 歯科疾患と生活習慣病をはじめとした全身疾患との関連性の啓発について、生活習慣病対策と連携して取り組みます。

ウ オーラルフレイルの認知度

- (ア) オーラルフレイルを理解し、早い時期から予防できるよう関係機関・団体等と連携して、普及啓発に取り組みます。

(5) 高齢期

ア 歯科疾患の予防と口腔機能の維持

- (ア) 歯の喪失や加齢等に伴う口腔状況の変化に応じて、適切な口腔ケアをする習慣が身につくよう啓発します。
- (イ) かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- (ウ) 市民や関係職種がオーラルフレイルに関する理解を深め、予防や口腔機能の維持改善に取り組めるよう、地域の介護予防活動グループ等の団体・関係機関や保健・医療・福祉・介護の多職種と連携して、普及啓発に取り組みます。

イ 要介護高齢者の特性に応じた支援

- (ア) 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深め、本人が日常的に適切な口腔ケアを受けられるように支援します。

(6) 障害児及び障害者

ア 障害児及び障害者の特性に応じた支援

- (ア) 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように支援します。
- (イ) 本人、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深めます。
- (ウ) 身近な地域で、かかりつけ歯科医による口腔ケアを受けられるよう、歯科医療等関係機関と連携して環境整備を進めます。
- (エ) 障害福祉の関係機関・団体等と連携し、障害児及び障害者の特性に応じた歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

2 ライフステージ・対象像に共通して推進する取組

(1) 災害に備えた対策

ア 災害時の口腔ケアの普及啓発

- (ア) 災害時の口腔ケアの重要性や、飲料水等の確保が難しい場面での口腔ケア方法等についての普及啓発を進めます。
- (イ) 避難グッズに歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品の準備をしておくよう普及啓発を進めます。

(2) 情報共有と情報発信

ア 関係機関・団体等との適切な情報の共有及び市民への情報発信

- (ア) 関係機関・団体等の連絡会等の場において、情報共有を行い、情報発信・意見交換を進めます。また、機関紙・広報誌等と連携した広報を行います。
- (イ) 歯や口の健康に関する各種リーフレットのやさしい日本語版、多言語版を作成し、情報発信を進めます。

(3) 実態把握

ア 歯科口腔保健の実態把握

- (ア) 妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像等に対して行われる歯科健康診査の結果や、歯科口腔保健事業等から得られる情報を収集し、市民の歯科口腔保健にかかる実態分析を進めます。
- (イ) 市民の歯科口腔保健にかかる実態分析とあわせ、県や国等有するデータを積極的に活用し、課題の抽出やニーズの把握を行います。

歯科口腔保健推進計画 策定スケジュール（予定）

資料3-8

	令和4年度				令和5年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
市会					第2回定例会 骨子案	第3回定例会 素案	第4回定例会 パブコメ報告	第1回定例会 議案審議
健康横浜21 推進会議		● 9/2		● 3月	委員改選	● 8月	● 12月	
評価策定部会		● 8/1	● 11/30	● 2月	委員再任・ 部会設置期間延長 →			
主な作業	○最終評価報告書 公表	○健康課題の抽出	○健康課題のまとめ ○目標値と取組の検 討	○骨子案作成	○素案作成		○議案エントリー ○パブコメ実施	○策定公表
歯科部会		● 7/13	● 10/24		委員再任・ 部会設置期間延長 →			
主な作業		○骨子案の検討 ○健康課題の検討 ○目標・指標の検討	(7月部会の続き) ○取組内容の検討 ○素案の検討		○素案作成 ○具体的方策の検討		○議案エントリー ○パブコメ実施	○策定公表
食育部会		● 7/22		● 1月	委員再任・ 部会設置期間延長 →			
食環境検討会		● 6/21	● 9/21	● 11/17	●7月(仮) ●11月(仮) 開催時期未定			
主な作業		○骨子案の検討 ・基本理念、基本目 標、推進テーマ ・目標と指標 ・取組内容	○食環境整備にかか る具体的取組の検討	(7月部会の続き) ○素案原案の検討 ○推進テーマごとの 取組内容の検討	○素案作成 ○具体的方策の検討		○議案エントリー ○パブコメ実施	○策定公表
国の動向（予定） 【健康日本21（第 2次）】			8月 最終評価案の最終審議 →次期プラン 検討開始		春 都道府県・市町村が健康増進計画を策定 次期プラン公表			
国の動向（予定） 【基本的事項】			8月 最終評価案の最終審議 →次期基本的事項 検討開始		春 都道府県・市町村が基本的事項（横浜市では計画）を策定 次期基本的事項 公表			